

大津市バリアフリー基本構想 (実行計画)

2025年(令和7年)3月
大津市

目 次

1 バリアフリー基本構想について	1
1-1 計画改定に当たって	1
1-2 計画の位置付けと構成	2
1-3 基本方針	3
1-4 計画期間	3
2 重点整備地区の設定と特定事業の設定	4
2-1 重点整備地区の要件	4
2-2 特定事業について	4
2-3 重点整備地区と特定事業の設定手順	5
2-4 バリアフリー整備に関する意向調査	6
2-5 バリアフリーチェックとカルテの作成	8
2-6 重点整備地区の設定の考え方	8
2-7 特定事業の設定の考え方	9
2-8 特定事業の取組の方向性	10
3 計画の推進に向けて	14
3-1 指標について	14
3-2 計画の推進について	15
4 重点整備地区の概要	4-1-1
4-1 J R 大津駅・びわ湖浜大津駅周辺地区	4-1-1
4-2 J R 膳所駅・京阪膳所駅周辺地区	4-2-1
4-3 J R 大津京駅・京阪大津京駅周辺地区	4-3-1
4-4 J R 石山駅・京阪石山駅周辺地区	4-4-1
4-5 J R 瀬田駅周辺地区	4-5-1
4-6 J R 北小松駅周辺地区	4-6-1
4-7 J R 近江舞子駅周辺地区	4-7-1
4-8 J R 志賀駅周辺地区	4-8-1
4-9 J R 蓬萊駅周辺地区	4-9-1

1 バリアフリー基本構想について

1-1 計画改定に当たって

(1) 改定の背景

本市では、「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律(交通バリアフリー法)」に基づき、2003年(平成15年)3月に「大津市交通バリアフリー基本構想」を策定し、「だれもが安全に、安心して、快適に移動できるまちづくり」を基本理念に、市全域の交通バリアフリー化を目指すとともに、「JR大津駅・京阪浜大津駅周辺地区」を重点整備地区とし、重点的なバリアフリー化に取り組みました。

さらに、2011年(平成23年)3月には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」に基づき、「大津市バリアフリー基本構想」(以下「H22バリアフリー基本構想」という。)を策定し、「誰もが安全・安心に手を取りあって暮らせるまち大津」を基本理念に、市全域のバリアフリー化を目指すとともに、重点整備地区として「JR大津駅・京阪浜大津駅(びわ湖浜大津駅)周辺地区」の見直しと、「JR膳所駅・京阪膳所駅周辺地区」を新たに設定し、重点的なバリアフリー化に取り組みました。

H22バリアフリー基本構想は、2024年度(令和6年度)が目標年次となっていることから、市全域の新たなバリアフリーに係る方針として策定する「大津市移動等円滑化促進方針(マスタープラン)」(以下「促進方針」という。)に基づき、重点的かつ一体的なバリアフリー化を図る重点整備地区等を位置付けた大津市バリアフリー基本構想(以下「バリアフリー基本構想」という。)を改定します。

1-2 計画の位置付けと構成

(1) 計画の位置付け

バリアフリー基本構想は、「バリアフリー法」、「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」、「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」をはじめとする関係法令や、「大津市総合計画」と整合を図ります。また、「大津市都市計画マスタープラン」、「おおつゴールドプラン2024<第9期大津市高齢者福祉計画・介護保険事業計画>」、「おおつ障害者プラン<大津市障害者計画・大津市障害福祉計画(第7期計画)・大津市障害児福祉計画(第3期計画)>」などの関連計画等の施策や取組と整合や連携を図ります。

(2) 計画の構成

本市は、「バリアフリー法」に基づき、以下の構成で「促進方針(マスタープラン)」を新たに策定するとともに、「バリアフリー基本構想(実行計画)」を改定します。

表:促進方針とバリアフリー基本構想の構成

	移動等円滑化促進方針 (マスタープラン)	バリアフリー基本構想 (実行計画)
根拠法令	バリアフリー法第24条の2	バリアフリー法第25条
趣旨	市全域にわたるバリアフリー化に関する指針を示した上で、 <u>移動等円滑化促進地区</u> に設定したエリアにおける、 <u>面的・一体的なバリアフリー化の理念や方針</u> を示す。	<u>重点整備地区</u> に設定したエリアにおいて、公共交通、建築物、道路、路外駐車場、都市公園、信号機等のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するため、 <u>具体的な事業</u> を位置付けた計画を定める。
期待される効果	市としてバリアフリー化の方針を示すことで、関係者間の <u>機運の醸成</u> 等に繋げる。	バリアフリー化の具体的な事業を位置付けることにより、より一層の <u>整備推進</u> が可能になる。
定める事項	① 市全域の <u>バリアフリー化の方針</u> ② <u>移動等円滑化促進地区の設定</u> ③ 同地区内のバリアフリー化の方針 ④ 生活関連施設および生活関連経路の設定ならびにこれらのバリアフリー化の方針 ⑤ 心のバリアフリー等のソフト対策に関する取組 ⑥ その他バリアフリー化に必要な事項 ⑦ 評価に関する事項	① <u>重点整備地区の設定</u> ② 同地区内のバリアフリー化の方針 ③ 生活関連施設および生活関連経路の設定ならびにこれらのバリアフリー化の方針 ④ 実施すべき <u>特定事業、その他事業に関する事項</u> ⑤ その他バリアフリー化に必要な事項 ⑥ 評価に関する事項

1-3 基本方針

促進方針で示す3つの基本方針の取組の継続的な実施により、重点整備地区内のバリアフリー化を進めます。

基本方針1 一体的なバリアフリー整備

「一体的なバリアフリー整備」では、移動等円滑化促進地区において、地区の重点的・一体的な整備を促進するために、各施設設置管理者と調整し、重点整備地区を設定するとともに、具体的なバリアフリーの取組となる特定事業を設定し、実施します。

- 駅や公共施設などの拠点、拠点同士を繋ぐ経路のバリアフリー整備の実施
- 特に、上下移動が必要となる高架駅におけるエレベーター設置の促進 など

基本方針2 継続したバリアフリー整備

「継続したバリアフリー整備」では、地域の要望等を踏まえ、危険な箇所から優先的にバリアフリー整備を進めます。なお、移動等円滑化促進地区以外についても、施設設置管理者と協力し、施設の更新時期等に併せたバリアフリー化を促進します。

- 日常的な補修時に併せて整備できる箇所のバリアフリー化を推進
- 整備済みの箇所についても点検を行い、定期的に補修等を実施 など

基本方針3 バリアフリーに関する理解の増進と定着

「バリアフリーに関する理解の増進と定着」では、施設や経路のハード面の整備だけでなく、ソフト対策も一体的に実施することが重要であることから、「心のバリアフリー」の取組を積極的に推進します。

- ソフト面でのバリアの解消への活動を充実し、意識醸成、マナー向上などの取組の推進 など

1-4 計画期間

2025年度(令和7年度)から2034年度(令和16年度)までの10年間

計画期間は、促進方針の計画期間と合わせ、2025年度(令和7年度)から10年間とし、目標年次を2034年度(令和16年度)とします。なお、概ね5年ごとに重点整備地区におけるバリアフリー化の実施状況について調査や分析、評価を総括し、必要に応じて内容を見直します。

※特定事業は、整備の目途がついた事業等を随時追加します。

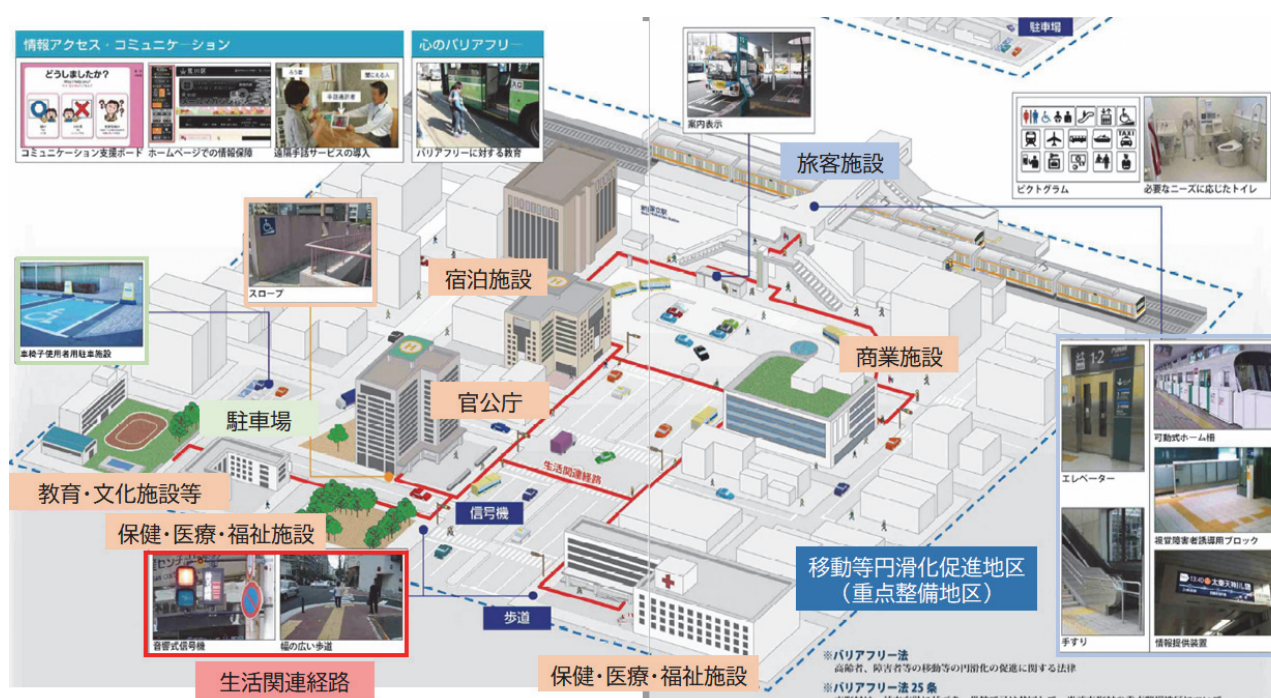
2 重点整備地区の設定と特定事業の設定

2-1 重点整備地区の要件

重点整備地区の要件は、バリアフリー法において、下記の(1)～(4)のように定められています。

- (1) 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区
(原則として生活関連施設が概ね3つ以上あること)
- (2) 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化事業が特に必要な地区
- (3) バリアフリー化の事業を重点的・一体的に行うことが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区
- (4) 境界の設定等

※高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律より



図：重点整備地区のイメージ図

(引用：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン)

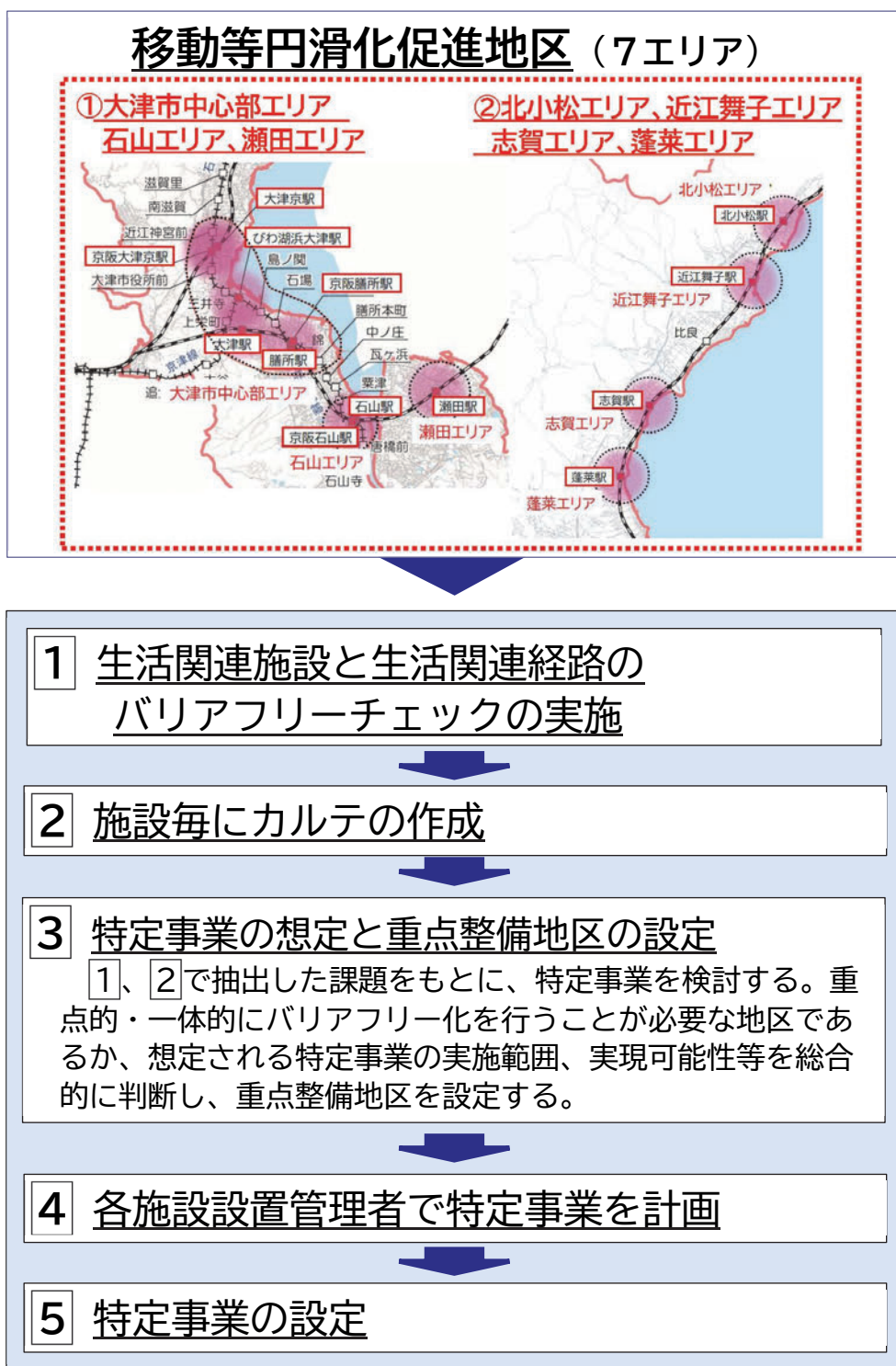
2-2 特定事業について

バリアフリー法第2条で定める6つの主なハード整備に関する事業(※1)とバリアフリー法の改正(令和2年)により創設されたソフト対策に関する事業(※2)を指し、バリアフリー基本構想で特定事業を定めた場合、事業を実施する者には、特定事業計画の作成とそれに基づく事業実施の義務が課せられます。

- 〔特定事業の種類〕 ※1 公共交通特定事業、道路特定事業、路外駐車場特定事業、都市公園特定事業、建築物特定事業、交通安全特定事業
※2 教育啓発特定事業

2-3 重点整備地区と特定事業の設定手順

促進方針で設定した各移動等円滑化促進地区について、重点整備地区の要件や想定される特定事業をもとに、下記手順により、重点整備地区と特定事業を設定します。



図：重点整備地区と特定事業の設定フロー

2-4 バリアフリー整備に関する意向調査

重点的・一体的なバリアフリー整備を推進するには、施設や経路の施設設置管理者が自発的に特定事業を設定し、実行していくことが理想ですが、バリアフリーに関する意識等は、一様ではありません。また、整備に際しては、財政面の負担もあるため、バリアフリーに関する理解や協力が不可欠です。

それらを踏まえ、移動等円滑化促進地区の生活関連施設や生活関連経路に設定した施設設置管理者に対して、バリアフリーに関する意見や整備方針の有無、取組状況などの意向調査を実施しました。

(1) 公共施設の施設設置管理者(国・県・市)

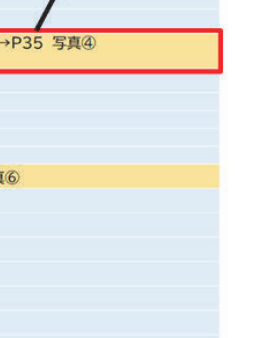
バリアフリーに関する施設整備の方針や現時点までに実施したバリアフリー整備の内容等を確認し、バリアフリーチェックに必要な資料等の提供と実施を依頼。

【主な意見等】

- ・ハード面の整備が、どの範囲でどの程度実施すべきかの判断が難しい。
- ・ハードとソフト(啓発や合理的配慮等)の両面の取組が重要である。
- ・整備に関して予算化していない段階で、特定事業の設定は難しい。 など

4. 合理的配慮の提供事例集よりチェックする上での視点

大津市障害福祉課・大津市障害者差別解消支援地域協議会・大津市障害者自立支援協議会差別解消部会が共同で作成した、提供事例集をもとに、公共施設のバリアフリーチェックをした際の気づきを整理し、今回のバリアフリーチェックにおける視点を例示します。

場所	項目	チェックの視点
施設全体	誘導標配置・色は適切か	
	車椅子の転回空間は十分か	
	手すり有無・位置・高さは適切か →P35 写真③	
	ドアの構造・配置は適切か(自動ドア・引き戸が望ましい)	
案内	導線の確保ができていないか	
	通路幅・勾配は適切か、スロープの有無・幅・勾配は適切か	
	床面素材は滑りやすいか	
	障害の特性に応じた誘導ができていないか(触知案内板 →P34 写真②)	
案内	案内板が分かりやすく、見やすいものか	
	災害時の警告表示・避難誘導標の表示の有無	
	施設案内表示の有無	
	インターホンの有無	
エントランス	泥除けマットの有無(杖が引っかかり危ない、車イスが)	
	配慮	
	障害の特性に応じた表示板の有無	
	案内	
居室	車イススペースの表示の有無(明示)	
	構造	
	壁紙は適切か(縦縞だと手話がにくい)	
	障害物	
便所 更衣室 シャワールーム	移動に支障をきたす物が無い	
	緊急時呼び出しボタンの有無	
	案内	
	多機能トイレの表示の有無	
配置	使用中表示の有無	
	多機能トイレは誰もが入りやすい場となっているか →P35 写真④	
	(入口が女子トイレの中にある等)	
	構造	
手洗い	手洗いの高さ・鏡の配置	
	機能	
	おむつ換え対応	
	オストメイト対応	
案内	障害者区画の案内	
	案内	
	インターホンの案内	
	案内	
駐車場	案内	
	構造	
	障がい者用区画の有無・表示・位置・台数 P41 写真⑥	
	構造	
エレベーター	操作ボタン配置・配慮	
	階段の滑り止めの有無	
	滑り止め配色は適切か(黄色が見やすい)	
	蹴上、踏み面が適切か(1段が高すぎないか等)	
屋外通路	路面表示が見やすいものか(消えていないか)	
	構造	
	自動販売機の車いす対応か	
	建物全体の照度は適切か	

図：意向調査時の配付資料抜粋

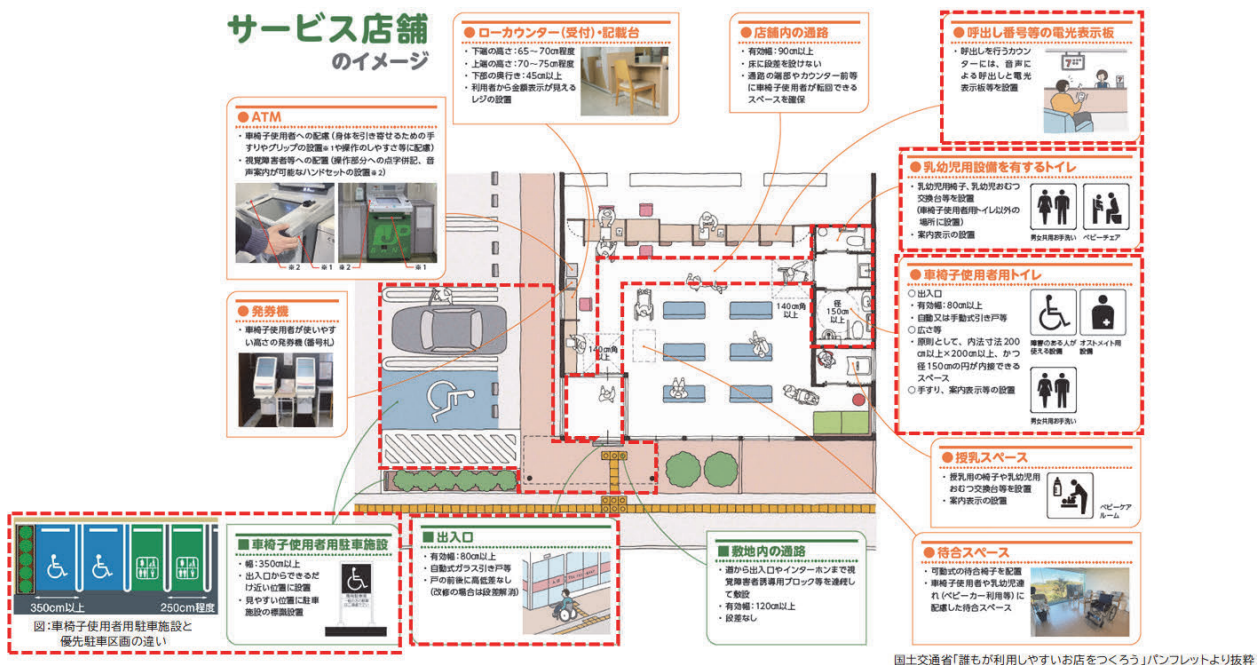
(2) 民間施設の施設設置管理者(民間事業者)

バリアフリーに関する意向調査票とバリアフリー整備やバリアフリーチェックに必要な資料等を送付。(2024年(令和6年)11月時点で、69施設中33施設から回答。)

【主な意見等】

- ・ソフト面の取組(啓発や合理的配慮等)は8割以上が「取り組んでいる」又は「今後取り組む意向がある」と回答。
- ・バリアフリーチェックの実施は、5割以上の施設が「協力可能」と回答。
- ・「バリアフリー整備の補助制度」、「バリアフリーに関する各種情報提供」、「バリアフリーに関する取組のPR」の支援などがあればよい。
- ・整備の優先度を決めてもらえると整備に取り組みやすい。

など



図：意向調査時の配付資料抜粋

(3) 道路の施設設置管理者(国道、県道、市道)

道路改良等の計画の有無やバリアフリー整備における課題の抽出等を依頼。

【主な意見等】

- ・拡幅が必要となる大規模整備は難しいが、視覚障害者誘導用ブロックの設置や凹凸の修繕などは、年次的に実施する予定。
- ・街路樹を伐採して歩道拡幅するのは効果的だが、実施には周辺住民の理解を得る必要がある。
- ・整備に関して予算化していない段階で、特定事業の設定は難しい。

など

2-5 バリアフリーチェックとカルテの作成

特定事業を設定するために、生活関連施設や生活関連経路のバリアフリーチェックを実施し、課題を抽出し、改善するためのカルテを作成します。

生活関連経路は、バリアフリーチェックやカルテ作成を本市で一括して実施し、特定事業の整備内容等を施設設置管理者と協議します。

生活関連施設は、バリアフリーチェックやカルテの作成を施設設置管理者が実施し、本市が必要に応じて支援を行い、特定事業の設定に向けて、施設設置管理者と継続して協議します。



図:カルテ(イメージ)

2-6 重点整備地区の設定の考え方

これまでの調査や協議等を踏まえ、関係する公共施設の全ての施設設置管理者からは、バリアフリーチェックの実施等の協力が得られたことから、7つの移動等円滑化促進地区の全てを重点整備地区に設定します。

なお、移動等円滑化促進地区の大津市中心部エリアは区域が広いことから、主要駅を中心とした生活圏や地形地物を考慮し、3つに分割し、9地区を重点整備地区とします。

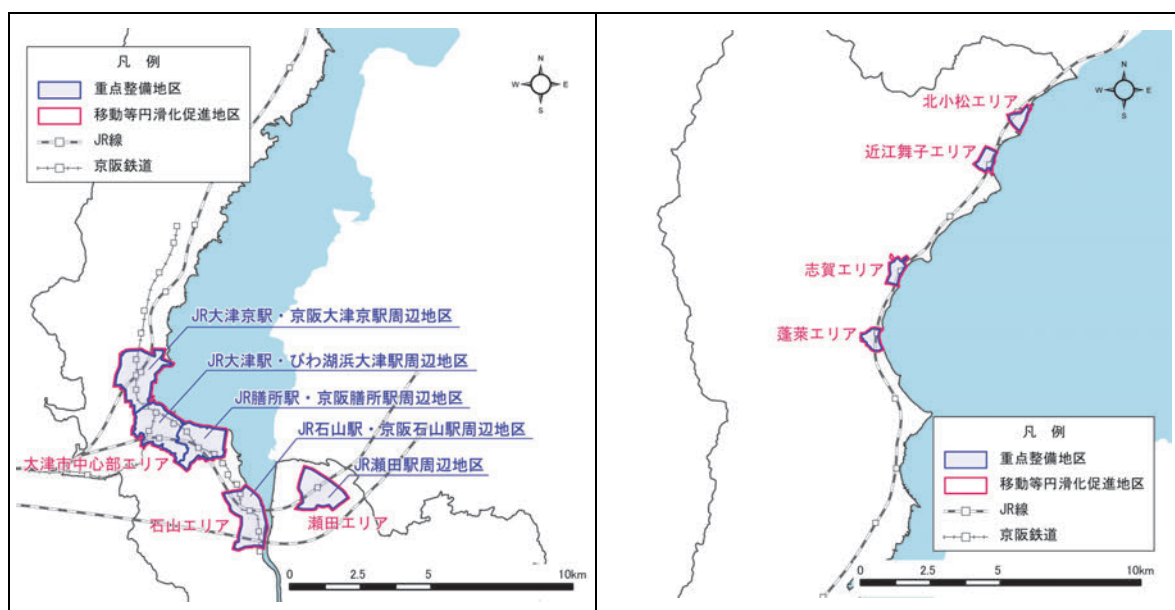


図:移動等円滑化促進地区と重点整備地区

2-7 特定事業の設定の考え方

意向調査等では、バリアフリーを主とした整備計画を持っている施設は少なく、現時点で特定事業の設定は難しいとの回答もありました。

それらを踏まえ、バリアフリー基本構想の下、今後も施設設置管理者自らが、継続的に施設のバリアフリー化に向けて課題を把握し、改善に努めていただくために、特定事業の設定は、以下のとおりとします。

(1) 特定事業に、「継続して実施」や「継続協議」欄を追加

特定事業として進捗管理する事業

取組項目	令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
歩行空間の連続性に配慮した、歩道の確保			●	
歩道の設置、拡幅		●		
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備				●
段差の改善(補修)			●	
グレーチングを細目に改良			●	

掲載事項の追加

継続して協議し、事業化を図る。

(2) 特定事業の取組項目に、ソフト面の取組やバリアフリーチェックの実施等を追加

ソフト面の対応

バリアフリーに関する人材育成(研修等)				●
適正利用の情報発信や啓発等			●	
合理的配慮に向けたサポート体制			●	
安全点検等の実施(年1回以上)				

取組項目の追加

図: 特定事業の取組項目や掲載事項(例)

(3) 特定事業に、整備の目途がついた事業を随時追加

各施設設置管理者が施設の課題を把握し、整備内容や費用等が整った段階で、随時、特定事業が追加できるようにします。

策が追加できるようにします。

実施済実施中実施予定

		事業主体	R6年度						R7年度以降					
			10月	11月	12月	1月	2月	3月	R7	R8	R9	R10	R11.3	
特定事業の設定	生活関連経路	①市	バリアフリーチェックの実施(①②③)											
		②県	特定事業計画(カルテ)の作成											
		③国	特定事業の設定について協議											
	公共交通特定事業	④西日本旅客鉄道株式会社							バリアフリー基本構想の改定(予定) 移動等円滑化促進方針の策定	必要に応じて特定事業の設定に向けて継続協議				
		⑤京阪電気鉄道株式会社	12月時点で特定事業に設定した事業を次期基本構想に反映							整備の目的がついた事業は基本構想に随時追加 ↓ 特定事業の実施 ↑ 整備の目的がついた事業は基本構想に随時追加 ↓ 継続的なバリアフリーチェックの実施				
	生活関連施設	⑥公共施設設置管理者												
		⑦民間施設設置管理者	意向調査の実施(⑦)											

図: 特定事業の設定

2-8 特定事業の取組の方向性

重点整備地区における各バリアフリー化事業の取組は、各施設設置管理者と協議の上、以下の点に留意し、特定事業を設定します。

1. 公共交通のバリアフリー化(公共交通特定事業)	
駅施設	①鉄軌道駅・旅客船ターミナルの段差解消に努めます。 (高架駅のバリアフリー化を目指します。) ②使いやすい設備の整備に努めます。 ③ホーム柵又はホーム安全スクリーンの整備に努めます。
案内表示	①障害の特性に応じた案内情報の設置に努めます。
ソフト面での対策	①バリアフリーに関する人材育成(研修等)を実施します。 ②適正利用の情報発信や啓発等を実施します。 ③合理的配慮に向けたサポート体制を整えます。(継続します。) ④バリアフリーチェックを実施します。(年1回以上)
 エレベーターの設置  内方線付き点状ブロックの整備  音声案内  手すりの設置	

2. 道路のバリアフリー化(道路特定事業)

歩行空間 確保	①歩行空間の連続性に配慮した、歩道の確保をします。
歩行環境	①適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成とします。 ②連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロック整備をします。 ③歩道がない道路の安全確保に向けた整備を推進します。 ④周辺状況を踏まえ休憩施設(ベンチ等)の整備を推進します。 ⑤路上障害物のない安全な経路を確保します。 ⑥利用しやすいバス停留所の整備を推進します。
案内表示	①案内情報の充実を図ります。



歩道拡幅



点字ブロックの整備



歩行空間の明示化



グレーチングの改良



植栽帯等によるバリアの解消

3. 路外駐車場のバリアフリー化(路外駐車場特定事業)

駐車場 施設	①車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保します。 ②駐車施設と出入口を結ぶ経路の段差解消に努めます。
案内表示	①障害の特性に応じた案内情報の設置に努めます。
ソフト面で の対策	①バリアフリーに関する人材育成(研修等)を実施します。 ②適正利用の情報発信や啓発等を実施します。 ③合理的配慮に向けたサポート体制を整えます。(継続します。) ④バリアフリーチェックを実施します。(年1回以上)



障害者等用駐車区画の整備



引き戸に改良

4. 都市公園のバリアフリー化(都市公園特定事業)

公園施設	①園路や出入口部分の安全・快適な通行を確保します。 ②駐車場やトイレに係る動線部分を中心に安全・快適な通行を確保します。 ③ベンチ、トイレなどの公園施設について、より利便性が高いものに改良を推進します。
駐車場	①車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保します。
案内表示	①障害の特性に応じた案内情報の設置に努めます。
ソフト面で の対策	①バリアフリーに関する人材育成(研修等)を実施します。 ②適正利用の情報発信や啓発等を実施します。 ③合理的配慮に向けたサポート体制を整えます。(継続します。) ④バリアフリーチェックを実施します。(年1回以上)



勾配解消



段差解消

5. 建築物のバリアフリー化(建築物特定事業)

建築物	①建築物内のバリアフリー整備を推進します。 ②トイレ整備を推進します。
駐車場	①車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保します。
案内表示	①障害の特性に応じた案内情報の設置に努めます。
ソフト面での対策	①バリアフリーに関する人材育成(研修等)を実施します。 ②適正利用の情報発信や啓発等を実施します。 ③合理的配慮に向けたサポート体制を整えます。(継続します。) ④バリアフリーチェックを実施します。(年1回以上)



自動ドアに改良



点字ブロックの設置



トイレのバリアフリー化



案内表示の設置

6. 交通安全施設のバリアフリー化(交通安全特定事業)

交通安全施設	①交通安全施設のバリアフリー化を推進します。 ②障害者用押しボタン位置に配慮します。
--------	---



音響信号の整備



押しボタン位置の変更

3 計画の推進に向けて

3-1 指標について

目指すまちの姿を実現するため、基本方針ごとに指標を設定し、進捗管理を行うとともに、必要に応じて見直しを行います。

表：基本方針ごとの指標

項目	目標値 (目標設定)	目標年次
基本方針①一体的なバリアフリー整備		
特定事業の進捗率(※1)	100%	2034年度 (令和16年度)
「継続して実施」事業の整備箇所数	10箇所以上/年	2034年度 (令和16年度)
新たに設定した特定事業	1回以上/年 (協議会等で報告)	—
特定事業の整備事例の 整理と情報提供	1回以上/年 (協議会等で報告)	—
基本方針②継続したバリアフリー整備		
高齢者や障害者等の意見収集と整理	1回以上/年 (協議会等で報告)	—
要望箇所の把握	1回以上/年 (協議会等で報告)	—
整備箇所の把握	1回以上/年 (協議会等で報告)	—
個別箇所の整備事例の 整理と情報提供	1回以上/年 (協議会等で報告)	—
基本方針③バリアフリーに関する理解の増進と定着		
まち歩きの実施回数	1回以上/年	—
心のバリアフリーの取組事例の整理 と情報提供	1回以上/年 (協議会等で報告)	—

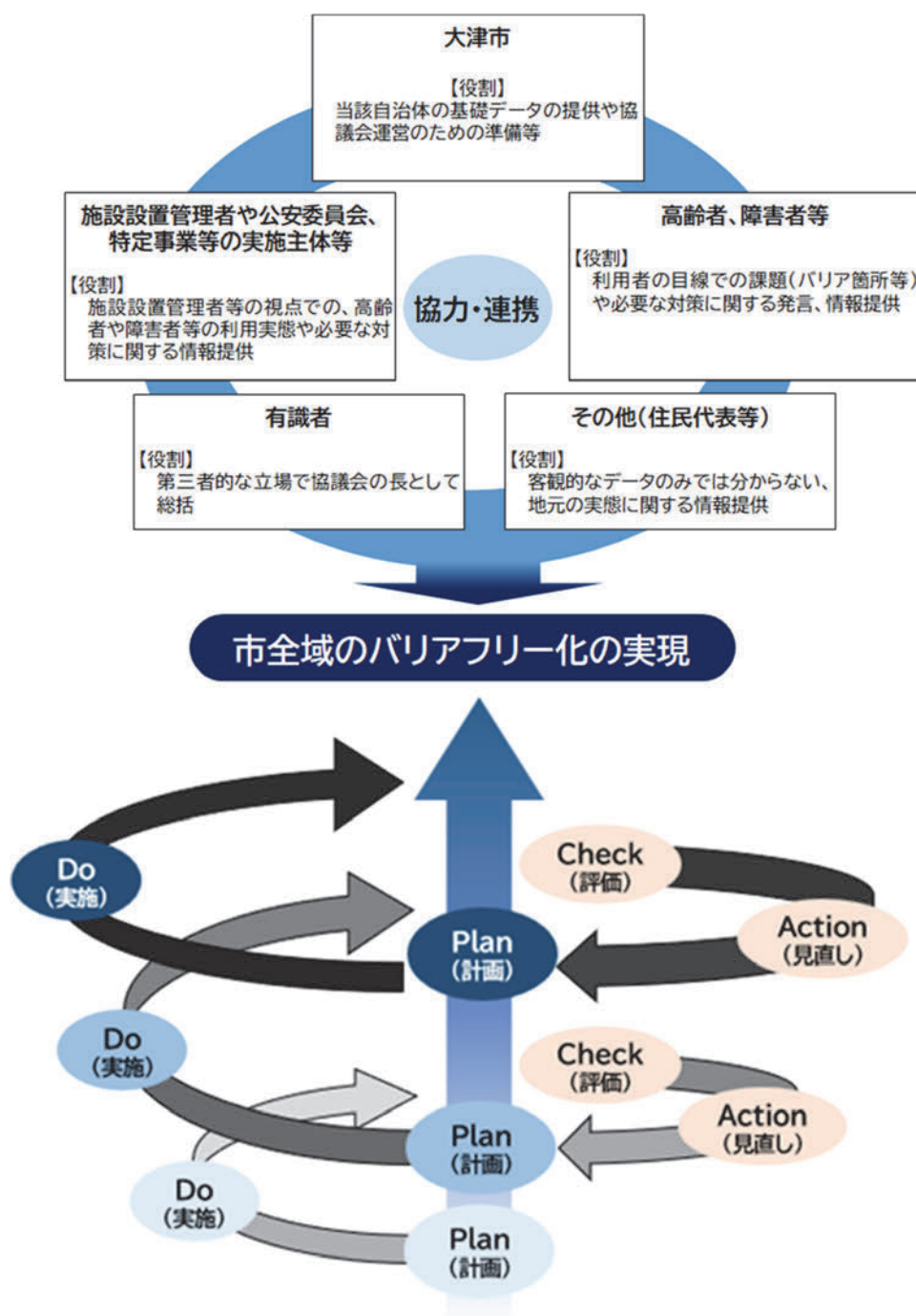
(赤字についてはバリアフリー基本構想の評価指標を兼ねる。)

※1 特定事業に整備目標年次を定めた取組項目の進捗率

3-2 計画の推進について

市全域のバリアフリー化を実現するためには、計画策定後の事業の着実な実施と評価・見直しを継続的に行い、現状に則した計画となるよう改善することが重要です。

評価・見直しにおいては、高齢者、障害者等の利用者や施設設置管理者等の関係者等で構成するバリアフリー推進協議会を積極的に活用し、スパイラルアップを図ります。



図：評価と見直しの継続的な実施(イメージ)

4 重点整備地区の概要

4-1 JR大津駅・びわ湖浜大津駅周辺地区

(1) 地区の特性と課題

① 地区の特性

本地区は、本市の中心となる地区であり、JR大津駅(2022年度(令和4年度)の1日当たりの平均利用者数32,150人)やびわ湖浜大津駅(2022年度(令和4年度)の1日当たりの平均利用者数4,576人)など、利用者数の多い駅を有している地区です。

地区内には、滋賀県庁のほか、市民センター、図書館、病院、スーパーなど、日常生活に必要な施設が集積し、ホテルや遊覧船乗り場がある大津港旅客ターミナルなど、来訪者が訪れる施設があるなど、多くの高齢者や障害者が徒歩で移動する地区です。

② 地区の課題

本地区は、H22バリアフリー基本構想により重点整備地区が設定されており、それに基づきバリアフリー整備が進められてきました。

主要な鉄軌道駅であるJR大津駅及びびわ湖浜大津駅については、概ねバリアフリー設備の整備が済んでいます。

道路について、主要な道路においては、視覚障害者誘導用ブロックが設置されているなど、バリアフリー整備が実施されてきましたが、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない歩道や、設置されていても現在の基準に合致していない箇所、経年劣化による痛みや汚れが見られる箇所、歩道の凹凸や勾配の大きい箇所、段差の大きな箇所もあり、補修や適切な維持管理が必要です。

また、歩道がない道路については、歩行空間が明確でない箇所も見られ、安全・安心な歩行空間の確保が必要です。

建築物については、段差や勾配の解消、バリアフリースイレの整備、情報案内の充実などが必要となっています。

(2) 生活関連施設の設定

生活関連施設は、促進方針で定めた促進地区である大津市中心部エリアの生活関連施設のうち、JR大津駅・びわ湖浜大津駅周辺にある以下の施設とします。

表:生活関連施設一覧(1/2)

分類		施設名
交通拠点		JR大津駅 びわ湖浜大津駅 島ノ関駅 上栄町駅 三井寺駅 大津港旅客ターミナル
建築物	公共施設	大津合同庁舎 大津税務署 滋賀県庁新館 大津びわ湖合同庁舎 滋賀県庁本館 滋賀県庁東館 大津簡易裁判所・地方裁判所 逢坂市民センター 中央市民センター 大津市民会館・大津公民館 市立図書館 明日都浜大津 旧大津公会堂 スカイプラザ浜大津 長等創作展示館 朝日が丘保育園 逢坂保育園(休園中) 滋賀保護院
	病院	大津赤十字病院
	教育施設	逢坂小学校 中央小学校 打出中学校 滋賀短期大学附属高等学校

表:生活関連施設(2/2)

分類		施設名
建築物	金融機関	みずほ銀行大津支店 三井住友信託銀行大津支店 滋賀銀行大津駅前支店 滋賀銀行本店 関西みらい銀行 京都信用金庫大津支店 浜大津郵便局 大津長等郵便局
	宿泊施設	琵琶湖ホテル ホテルブルーレーク大津 ホテル・アルファーワン大津 ホテルテトラ大津・京都 東横INN京都琵琶湖大津
	商業施設	フレンドマート大津駅前店 フレンドマート大津なかまち店 浜大津アーカス
都市公園		大津湖岸なぎさ公園 長等公園
路外駐車場		大津駅北口公共駐車場 滋賀ビル駅前駐車場 タイムズ大津駅前第15 ナカマチパーキング 大津港地下駐車場 明日都浜大津公共駐車場 浜大津公共駐車場

(3) 生活関連経路の設定

生活関連経路は、促進方針で定めた移動等円滑化促進地区である大津市中心部エリアの生活関連経路のうち、JR大津駅・びわ湖浜大津駅周辺の生活関連施設を結ぶ以下の経路とします。

① 生活関連経路

表:生活関連経路一覧

道路種別	路線名	
国道	一般国道1号	
県道	県道7号 大津停車場線 県道18号 大津草津線 県道56号 大津インター線 県道103号 大津停車場本宮線 県道558号 高島大津線	
市道	幹1033号線 幹1041号線 幹1043号線 幹2014号線 中1036号線 中2504号線 中2524号線 中3104号線 中3315号線 中3401号線 中3604号線 中3625号線 中3824号線	幹1037号線 幹1042号線 幹1072号線 中2317号線 中2507号線 中3010号線 中3204号線 中3317号線 中3507号線 中3624号線 中3644号線
その他	JR大津駅地下道 大津港公共港湾施設	
路線数	32	

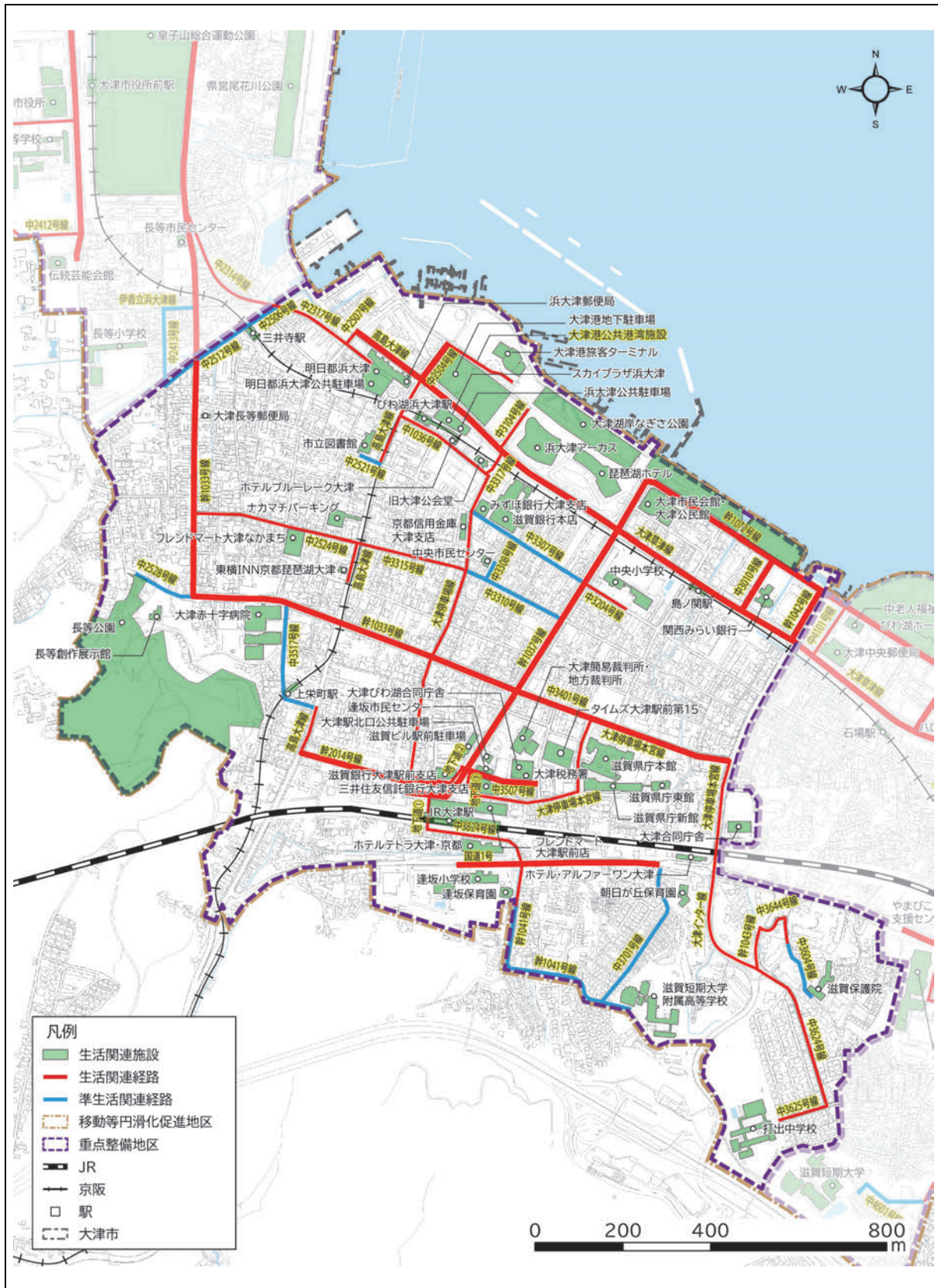
② 準生活関連経路

表:準生活関連経路一覧

道路種別	路線名	
市道	幹1041号線 中2506号線 中2521号線 中3307号線 中3310号線 中3604号線	中2512号線 中2528号線 中3308号線 中3517号線 中3701号線
路線数	11	

(4) 重点整備地区の区域設定

重点整備地区は、生活関連施設と生活関連経路を含むように以下のとおり設定します。



図：重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路

(5) バリアフリー化のための特定事業

① 公共交通のバリアフリー化(公共交通特定事業)

施設名	JR大津駅	実施主体		西日本旅客鉄道株式会社		
取組項目		整備済	令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
鉄軌道駅・旅客船ターミナルの段差解消						
出入口の段差解消	●					
他の施設との結節点の段差解消	●					
バリアフリールート of 整備(1経路以上)	●					
スロープの設置、勾配改修	●					
可能な限りプラットホームと車両乗降口の 段差及び隙間の縮小	●					
エレベーターの設置	●					
使いやすい設備の整備						
手すりの設置、改修(設置高さの改修・材質 の改修、2段手すりに改修等)	●					
バリアフリートイレの整備	●					
発券機及び券売機スペースの障害者対応	●					
ホーム柵またはホーム安全スクリーンの整備						
ホーム柵またはホーム安全スクリーンの設置				●※		
障害の特性に応じた案内情報の設置						
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置	●					
案内表示設備の設置・改修 (電光掲示板・触知図案内板等)	●	●				
ソフト面の対応						
バリアフリーに関する人材育成(研修等)					●	
適正利用の情報発信や啓発等					●	
合理的配慮に向けたサポート体制					●	
安全点検等の実施(年1回以上)					●	

※2032年度(令和14年度)までに、ホーム柵またはホーム安全スクリーンを整備予定。

施設名	びわこ浜大津駅	実施主体		京阪電気鉄道株式会社		
取組項目		整備済	令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
鉄軌道駅・旅客船ターミナルの段差解消						
	出入口の段差解消	●				
	他の施設との結節点の段差解消	●				
	バリアフリールート of 整備(1経路以上)	●				
	スロープの設置、勾配改修	●				
	エレベーターの設置	●				
使いやすい設備の整備						
	手すりの設置、改修(設置高さの改修・材質の改修、2段手すりに改修等)	●				
	バリアフリースイールの整備	●				
障害の特性に応じた案内情報の設置						
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置	●				
	案内表示設備の設置・改修 (電光掲示板・触知図案内板等)	●				
ソフト面の対応						
	バリアフリーに関する人材育成(研修等)				●	
	適正利用の情報発信や啓発等				●	
	合理的配慮に向けたサポート体制				●	
	安全点検等の実施(年1回以上)				●	

施設名	島ノ関駅	実施主体		京阪電気鉄道株式会社		
取組項目		整備済	令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
障害の特性に応じた案内情報の設置						
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置	●				
ソフト面の対応						
	バリアフリーに関する人材育成(研修等)				●	
	適正利用の情報発信や啓発等				●	
	合理的配慮に向けたサポート体制				●	
	安全点検等の実施(年1回以上)				●	

施設名	上栄町駅	実施主体		京阪電気鉄道株式会社		
取組項目		整備 済	令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
障害の特性に応じた案内情報の設置						
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置		●				
ソフト面の対応						
バリアフリーに関する人材育成(研修等)					●	
適正利用の情報発信や啓発等					●	
合理的配慮に向けたサポート体制					●	
安全点検等の実施(年1回以上)					●	

施設名	三井寺駅	実施主体		京阪電気鉄道株式会社		
取組項目		整備 済	令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
障害の特性に応じた案内情報の設置						
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置		●				
ソフト面の対応						
バリアフリーに関する人材育成(研修等)					●	
適正利用の情報発信や啓発等					●	
合理的配慮に向けたサポート体制					●	
安全点検等の実施(年1回以上)					●	

② 道路のバリアフリー化(道路特定事業)

施設名	地区内の生活関連経路	実施主体	道路管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
路上障害物のない安全な経路を確保					
電柱、標識の移設依頼				●	
電柱、標識の着色、点字シートの設置の指導				●	
不法占用物(違法看板等)の取締り				●	

施設名	JR大津駅・びわこ浜大津駅周辺	実施主体	建設監理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
路上障害物のない安全な経路を確保					
違法駐輪の取締り				●	

施設名	大津停車場線	実施主体	大津土木事務所		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	

施設名	大津草津線(大津)	実施主体	大津土木事務所		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)				●	

施設名	大津停車場本宮線	実施主体	大津土木事務所		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)				●	

施設名	高島大津線(大津)	実施主体	大津土木事務所		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	

施設名	市道幹1033号線(大津)	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)				●	

施設名	市道幹1033号線(大津)	実施主体	道路建設課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
歩行空間の連続性に配慮した、歩道の確保					
歩道の設置、拡幅		●			

施設名	市道中1036号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置		●			

施設名	市道幹1037号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
歩行空間の連続性に配慮した、歩道の確保					
歩道の設置、拡幅					●
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)			●		

施設名	市道幹1041号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	

施設名	市道幹1072号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	

施設名	市道中2504号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)			●		

施設名	市道中2521号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
グレーチングを細目に改良				●	

施設名	市道中2524号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
グレーチングを細目に改良				●	

施設名	市道中3310号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
グレーチングを細目に改良				●	

施設名	市道中3317号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)				●	

施設名	市道中3401号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)				●	

施設名	市道中3625号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	

施設名	市道中3824号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	

施設名	JR大津駅地下道①	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置		●			

施設名	JR大津駅地下道②	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)				●	

施設名	JR大津駅地下道③	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置		●			

③ 路外駐車場のバリアフリー化(路外駐車場特定事業)

施設名	大津駅北口公共駐車場	実施主体	建設監理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保					
障害者等用駐車区画の設置				●	
障害者等用駐車区画の明示				●	
優先駐車区画の設置	●				
駐車施設と出入口を結ぶ経路の段差解消					
出入口の段差解消	●				
他の施設との結節点の段差解消	●				
スロープの設置、改修	●				
ソフト面の対応					
バリアフリーチェックを実施(年1回以上)				●	

施設名	明日都浜大津公共駐車場	実施主体	建設監理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保					
障害者等用駐車区画の増設	●				
障害者等用駐車区画の明示	●				
優先駐車区画の設置	●				
駐車施設と出入口を結ぶ経路の段差解消					
出入口の段差解消					●
他の施設との結節点の段差解消					●
ソフト面の対応					
バリアフリーチェックを実施(年1回以上)				●	

施設名	浜大津公共駐車場	実施主体	建設監理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保					
障害者等用駐車区画の設置				●	
障害者等用駐車区画の明示				●	
優先駐車区画の設置	●				
ソフト面の対応					
バリアフリーに関する人材育成(研修等)				●	
適正利用の情報発信や啓発等				●	
合理的配慮に向けたサポート体制				●	
バリアフリーチェックを実施(年1回以上)				●	

④ 都市公園のバリアフリー化(都市公園特定事業)

施設名	都市公園	実施主体	施設設置管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
園路や出入口部分の安全・快適な通行を確保					
	段差の改善				●
	勾配の改善				●
	車止め幅の改良				●
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置				●
駐車場やトイレに係る動線部分を中心に安全・ 快適な通行を確保					
	段差の改善				●
	勾配の改善				●
	車止め幅の改良				●
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置				●
ベンチ、トイレなどの公園施設について、より 利便性が高いものに改良					
	バリアフリースイートの整備				●
	休憩施設の改修				●
	自販機の障害者対応				●
車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐 車施設を確保					
	障害者等用駐車区画の設置				●
	障害者等用駐車区画の明示				●
	優先駐車区画の設置				●
障害の特性に応じた案内情報の設置					
	案内表示設備の設置(電光掲示板・触知図 案内板等)				●
ソフト面の対応					
	バリアフリーに関する人材育成(研修等)				●
	適正利用の情報発信や啓発等				●
	合理的配慮に向けたサポート体制				●
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)				●

⑤ 建築物のバリアフリー化(建築物特定事業)

施設名	各施設	実施主体	施設設置管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
建物内のバリアフリー整備					
	入口の改良(自動扉、引き戸の設置)				●
	経路の確保				●
	段差の解消				●
	手すりの設置・改良				●
	スロープの設置・改良				●
	エレベーターの設置				●
トイレの整備					
	バリアフリートイレの整備				●
	多目的トイレの機能分散				●
車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保					
	障害者等用駐車区画の設置				●
	優先駐車区画の設置				●
案内情報の充実					
	案内表示設備の設置				●
ソフト面の対応					
	バリアフリーに関する人材育成(研修等)				●
	適正利用の情報発信や啓発等				●
	合理的配慮に向けたサポート体制				●
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)				●

⑥ 交通安全施設のバリアフリー化(交通安全特定事業)

施設名	地区内の信号交差点	実施主体	大津警察署		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
交通安全施設のバリアフリー化					
音響信号の整備				●	
障害者用押しボタン位置の改修					
障害者用押しボタン位置の改修				●	

※周辺環境や利用頻度、交通量等を踏まえ、適宜要望に応じて整備を検討。

※協議が整い次第、特定事業を追加します。

4-2 JR 膳所駅・京阪膳所駅周辺地区

(1) 地区の特性と課題

① 地区の特性

本地区は、本市の中心となる地区であり、JR膳所駅(2022年度(令和4年度)の1日当たりの平均利用者数23,052人)や京阪膳所駅(2022年度(令和4年度)の1日当たりの平均利用者数5,545人)など、利用者数の多い駅を有している地区です。

地区内には、県立武道館・県立体育館のほか、福祉施設、病院、スーパーなど、日常生活に必要な施設が集積し、ホテルや大津湖岸なぎさ公園など、来訪者が訪れる施設があるなど、多くの高齢者や障害者が徒歩で移動する地区です。

② 地区の課題

本地区は、H22バリアフリー基本構想により重点整備地区が設定されており、それに基づきバリアフリー整備が進められてきました。

主要な鉄軌道駅であるJR膳所駅及び京阪膳所駅については、概ねバリアフリー設備の整備が済んでいます。道路について、主要な道路においては、視覚障害者誘導用ブロックが設置されているなど、バリアフリー整備が実施されてきましたが、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない歩道や、設置されていても現在の基準に合致していない箇所、経年劣化による痛みや汚れが見られる箇所、歩道の凹凸や勾配の大きい箇所、段差の大きな箇所もあり、補修や適切な維持管理が必要です。

また、歩道がない道路については、歩行空間が明確でない箇所も見られ、安全・安心な歩行空間の確保が必要です。

建築物については、段差や勾配の解消、バリアフリースイレの整備、情報案内の充実などが必要となっています。

(2) 生活関連施設の設定

生活関連施設は、促進方針で定めた移動等円滑化促進地区である大津市中心部エリアの生活関連施設のうち、JR膳所駅・京阪膳所駅周辺にある以下の施設とします。

表:生活関連施設一覧(1/2)

分類		施設名
交通拠点		JR膳所駅 京阪膳所駅 錦駅 石場駅
建築物	公共施設	大津警察署 平野市民センター 県立武道館 県立体育館 ハローワーク大津 やまびこ総合支援センター 障害者福祉センター 中老人福祉センター ピアザ淡海 におの浜ふれあいスポーツセンター びわ湖ホール 膳所ふれあいセンター 膳所保育園
	病院	市立大津市民病院
	教育施設	平野小学校 滋賀大学教育学部附属小学校 滋賀大学教育学部附属中学校 大津高等学校 大津清陵高等学校馬場分校 滋賀短期大学 滋賀朝鮮初中級学校

表:生活関連施設一覧(2/2)

分類		施設名
建築物	金融機関	大津中央郵便局 京都銀行大津支店 滋賀銀行膳所駅前支店 京都信用金庫滋賀支店
	宿泊施設	びわ湖大津プリンスホテル アヤハレークサイドホテル
	商業施設	コープぜぜ店 フレンドマート大津西の庄店 フレンドマート大津テラス店 バロー大津店 マックスバリュ膳所店
都市公園		大津湖岸なぎさ公園
路外駐車場		膳所駅前公共駐車場 タイムズJR膳所駅前

(3) 生活関連経路の設定

生活関連経路は、促進方針で定めた移動等円滑化促進地区である大津市中心部エリアの生活関連経路のうち、JR膳所駅・京阪膳所駅周辺にある生活関連施設を結ぶ以下の経路とします。

① 生活関連経路

表：生活関連経路一覧

道路種別	路線名
国道	一般国道1号
県道	県道18号 大津草津線
市道	幹1044号線 幹1045号線 幹1072号線 幹1101号線 幹1102号線 中3607号線 中4004号線 中4011号線 中4013号線 中4101号線 中4259号線
その他	竜が丘連絡道路
路線数	14

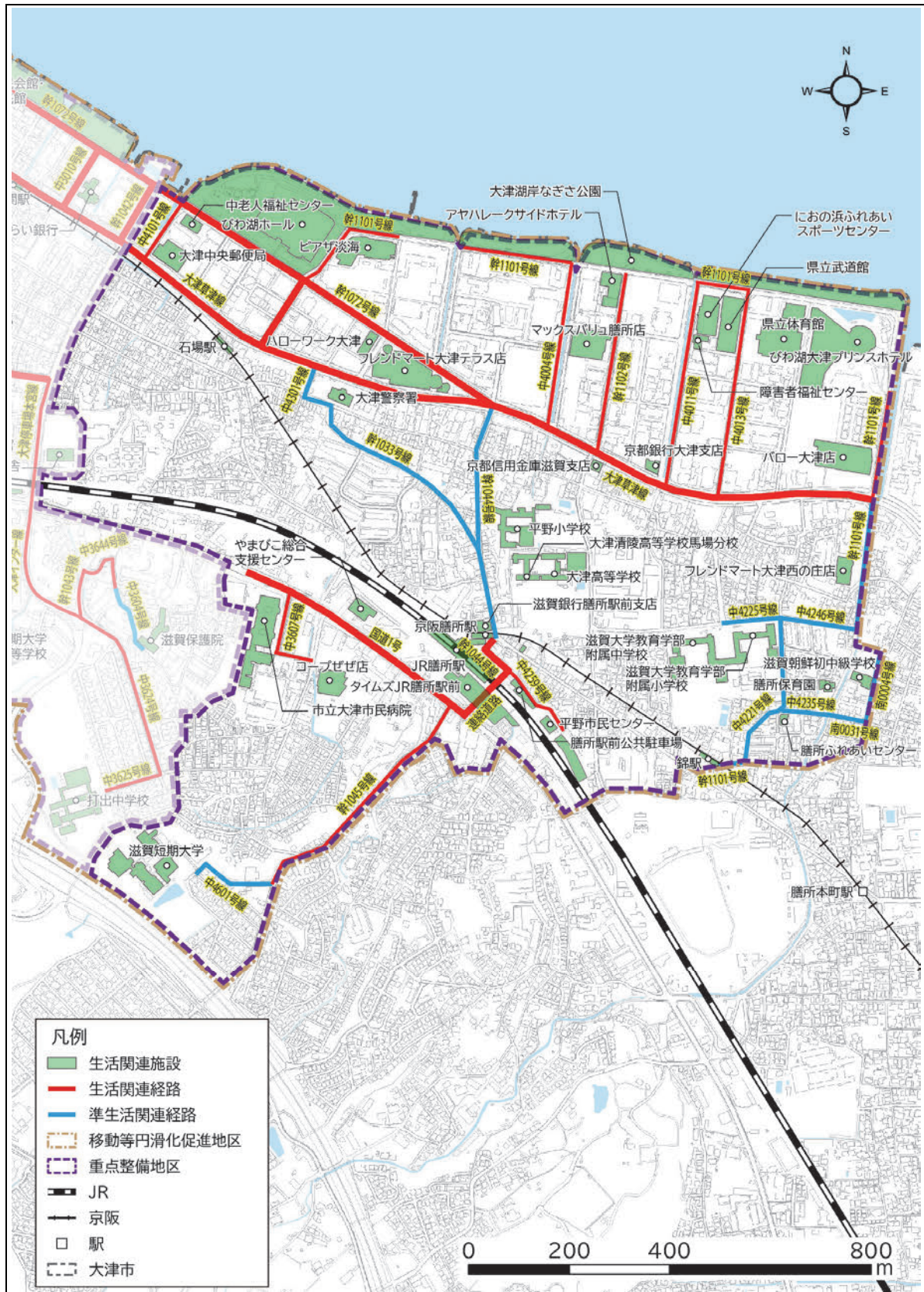
② 準生活関連経路

表：準生活関連経路一覧

道路種別	路線名
市道	幹1033号線 幹1044号線 幹1101号線 中4221号線 中4225号線 中4235号線 中4246号線 中4301号線 中4601号線 南0004号線 南0031号線
路線数	11

(4) 重点整備地区の区域設定

重点整備地区は、生活関連施設と生活関連経路を含むように以下のとおり設定します。



図：重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路

(5) バリアフリー化のための特定事業

① 公共交通のバリアフリー化(公共交通特定事業)

施設名	JR膳所駅	実施主体	西日本旅客鉄道株式会社			
取組項目		整備 済	令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
鉄軌道駅・旅客船ターミナルの段差解消						
出入口の段差解消	●					
他の施設との結節点の段差解消	●					
バリアフリールート of 整備(1経路以上)	●					
スロープ of 設置、勾配改修	●					
可能な限りプラットホームと車両乗降口 of 段差及び隙間の縮小	●					
エレベーター of 設置	●					
使いやすい設備 of 整備						
手すりの設置、改修(設置高さ of 改修・材質 of 改修、2段手すりに改修等)	●					
バリアフリートイレ of 整備	●					
発券機及び券売機スペース of 障害者対応	●					
ホーム柵またはホーム安全スクリーンの整備						
ホーム柵またはホーム安全スクリーンの設置			●※			
障害の特性に応じた案内情報の設置						
視覚障害者誘導用ブロック of 適切な設置	●					
案内表示設備 of 設置・改修 (電光掲示板・触知図案内板等)	●					
ソフト面 of 対応						
バリアフリーに関する人材育成(研修等)					●	
適正利用 of 情報発信や啓発等					●	
合理的配慮に向けたサポート体制					●	
安全点検等 of 実施(年1回以上)					●	

※2032年度(令和14年度)までに、ホーム柵またはホーム安全スクリーンを整備予定。

施設名	京阪膳所駅	実施主体		京阪電気鉄道株式会社		
取組項目		整備済	令和11年度を目標に整備	令和16年度を目標に整備	継続して実施	継続協議
鉄軌道駅・旅客船ターミナルの段差解消						
出入口の段差解消		●				
他の施設との結節点の段差解消		●				
バリアフリールートの整備(1経路以上)		●				
スロープの設置、勾配改修		●				
可能な限りプラットホームと車両乗降口の段差及び隙間の縮小		●				
使いやすい設備の整備						
手すりの設置、改修(設置高さの改修・材質の改修、2段手すりに改修等)		●				
発券機及び券売機スペースの障害者対応		●				
障害の特性に応じた案内情報の設置						
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置		●				
案内表示設備の設置・改修(電光掲示板・触知図案内板等)		●				
ソフト面の対応						
バリアフリーに関する人材育成(研修等)					●	
適正利用の情報発信や啓発等					●	
合理的配慮に向けたサポート体制					●	
安全点検等の実施(年1回以上)					●	

施設名	錦駅	実施主体		京阪電気鉄道株式会社		
取組項目		整備済	令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
障害の特性に応じた案内情報の設置						
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置		●				
ソフト面の対応						
バリアフリーに関する人材育成(研修等)					●	
適正利用の情報発信や啓発等					●	
合理的配慮に向けたサポート体制					●	
安全点検等の実施(年1回以上)					●	

施設名	石場駅	実施主体		京阪電気鉄道株式会社		
取組項目		整備済	令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
鉄軌道駅・旅客船ターミナルの段差解消						
出入口の段差解消		●				
他の施設との結節点の段差解消		●				
スロープの勾配改修						●※
使いやすい設備の整備						
手すりの設置、改修(設置高さの改修・材質の改修、2段手すりに改修等)		●				
障害の特性に応じた案内情報の設置						
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置		●				
ソフト面の対応						
バリアフリーに関する人材育成(研修等)					●	
適正利用の情報発信や啓発等					●	
合理的配慮に向けたサポート体制					●	
安全点検等の実施(年1回以上)					●	

※県道大津草津線から石場駅の簡易改札機までの経路について勾配修正の検討。

② 道路のバリアフリー化(道路特定事業)

施設名	地区内の生活関連経路	実施主体	道路管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
路上障害物のない安全な経路を確保					
	電柱、標識の移設依頼			●	
	電柱、標識の着色、点字シートの設置の指導			●	
	不法占用物(違法看板等)の取締り			●	

施設名	JR膳所駅・京阪膳所駅周辺	実施主体	建設監理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
路上障害物のない安全な経路を確保					
	違法駐輪の取締り			●	

施設名	大津草津線(膳所)	実施主体	大津土木事務所		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
	段差の改善(補修)			●	
	グレーチングを細目に改良			●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)			●	

施設名	市道幹1033号線(膳所)	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	

施設名	市道幹1044号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
グレーチングを細目に改良				●	
歩道がない道路の安全確保に向けた整備					
外側線の設置					●
カラー舗装による歩行空間の明確化					●
ポストコーン等の設置					●

施設名	市道幹1045号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
適切な勾配に改良				●	
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	
交差点改良					●
周辺状況を踏まえて休憩施設の整備					
休憩施設の設置					●

施設名	市道幹1072号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置		●			
視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)				●	

施設名	市道幹1101号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
歩行空間の連続性に配慮した、歩道の確保					
歩道の設置、拡幅					●
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置		●			
視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)				●	

施設名	市道中3607号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)				●	

施設名	市道中4011号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置		●			
視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)				●	

施設名	市道中4013号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)				●	
路上障害物のない安全な経路を確保					
電柱、標識の移設・撤去		●			

施設名	市道中4221号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
グレーチングを細目に改良				●	

施設名	市道中4246号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
歩行空間の連続性に配慮した、歩道の確保					
歩道の設置、拡幅					●
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
グレーチングを細目に改良				●	

施設名	市道中4225号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
歩道がない道路の安全確保に向けた整備					
外側線の設置					●
カラー舗装による歩行空間の明確化					●
側溝改修					●

施設名	市道中4259号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
歩行空間の連続性に配慮した、歩道の確保					
歩道の設置、拡幅					●
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
グレーチングを細目に改良				●	

施設名	市道中4601号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
歩道がない道路の安全確保に向けた整備					
外側線の設置			●		

施設名	市道南0004号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
グレーチングを細目に改良				●	

施設名	竜が丘連絡道路	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)		●			

③ 路外駐車場のバリアフリー化(路外駐車場特定事業)

施設名	膳所駅前公共駐車場	実施主体	建設監理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保					
障害者等用駐車区画の設置				●	
障害者等用駐車区画の明示				●	
優先駐車区画の設置		●			
ソフト面の対応					
バリアフリーに関する人材育成(研修等)				●	
合理的配慮に向けたサポート体制				●	
バリアフリーチェックを実施(年1回以上)				●	

④ 都市公園のバリアフリー化(都市公園特定事業)

施設名	都市公園	実施主体	施設設置管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
園路や出入口部分の安全・快適な通行を確保					
	段差の改善				●
	勾配の改善				●
	車止め幅の改良				●
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置				●
駐車場やトイレに係る動線部分を中心に安全・快適な通行を確保					
	段差の改善				●
	勾配の改善				●
	車止め幅の改良				●
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置				●
ベンチ、トイレなどの公園施設について、より利便性が高いものに改良					
	バリアフリースイールの整備				●
	休憩施設の改修				●
	自販機の障害者対応				●
車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保					
	障害者等用駐車区画の設置				●
	障害者等用駐車区画の明示				●
	優先駐車区画の設置				●
障害の特性に応じた案内情報の設置					
	案内表示設備の設置(電光掲示板・触知図案内板等)				●
ソフト面の対応					
	バリアフリーに関する人材育成(研修等)				●
	適正利用の情報発信や啓発等				●
	合理的配慮に向けたサポート体制				●
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)				●

⑤ 建築物のバリアフリー化(建築物特定事業)

施設名	各施設	実施主体	施設設置管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
建物内のバリアフリー整備					
	入口の改良(自動扉、引き戸の設置)				●
	経路の確保				●
	段差の解消				●
	手すりの設置・改良				●
	スロープの設置・改良				●
	エレベーターの設置				●
トイレの整備					
	バリアフリートイレの整備				●
	多目的トイレの機能分散				●
車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる 駐車施設を確保					
	障害者等用駐車区画の設置				●
	優先駐車区画の設置				●
案内情報の充実					
	案内表示設備の設置				●
ソフト面の対応					
	バリアフリーに関する人材育成(研修等)				●
	適正利用の情報発信や啓発等				●
	合理的配慮に向けたサポート体制				●
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)				●

⑥ 交通安全施設のバリアフリー化(交通安全特定事業)

施設名	地区内の信号交差点	実施主体	大津警察署		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
交通安全施設のバリアフリー化					
音響信号の整備				●	
障害者用押しボタン位置の改修					
障害者用押しボタン位置の改修				●	

※周辺環境や利用頻度、交通量等を踏まえ、適宜要望に応じて整備を検討。

※協議が整い次第、特定事業を追加します。

4-3 JR大津京駅・京阪大津京駅周辺地区

(1) 地区の特性と課題

① 地区の特性

本地区は、本市の中心となる地区であり、JR大津京駅(2022年度(令和4年度)の1日当たりの平均利用者数17,284人)や京阪大津京駅(2022年度(令和4年度)の1日当たりの平均利用者数5,252人)など、利用者数の多い駅を有している地区です。

地区内には、大津市役所のほか、皇子が丘公園や皇子山総合運動公園などの都市公園、大規模商業施設など、日常生活に必要な施設が集積しており、多くの高齢者や障害者が徒歩で移動する地区です。

② 地区の課題

本地区にある主要な鉄軌道駅であるJR大津京駅及び京阪大津京駅については、概ねバリアフリー設備の整備が済んでいます。

道路については、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない歩道もあり、設置されていても現在の基準に合致していない箇所や経年劣化による痛み、汚れが見られる箇所、歩道の凹凸や勾配の大きい箇所、段差の大きな箇所もあり、補修や適切な維持管理が必要です。

また、歩道がない道路については、歩行空間が明確でない箇所も見られ、安全・安心な歩行空間の確保が必要です。

建築物については、段差や勾配の解消、バリアフリースイレの整備、情報案内の充実などが必要となっています。

(2) 生活関連施設の設定

生活関連施設は、促進方針で定めた移動等円滑化促進地区である大津市中心部エリアの生活関連施設のうち、JR大津京駅・京阪大津京駅周辺にある以下の施設とします。

表：生活関連施設一覧

分類		施設名
交通拠点		JR大津京駅 京阪大津京駅 近江神宮前駅 大津市役所前駅
建築物	公共施設	大津市役所 長等市民センター 皇子が丘老人憩の家 市民文化会館 歴史博物館 伝統芸能会館 皇子が丘公園体育館 志賀児童クラブ 皇子が丘保育園
	教育施設	皇子山中学校 長等小学校 大津商業高等学校
	商業施設	バロー茶が崎店 業務スーパー西大津店 ブランチ大津京 MEGAドン・キホーテ大津店
都市公園		皇子山総合運動公園 県営尾花川公園 皇子が丘公園 近江神宮外苑公園
路外駐車場		大津京駅前公共駐車場 キョウテク大津京駅前パーキング キョウテク大津京駅前第2パーキング

(3) 生活関連経路の設定

生活関連経路は、促進方針で定めた移動等円滑化促進地区である大津市中心部エリアの生活関連経路のうち、JR大津京駅・京阪大津京駅周辺にある生活関連施設を結ぶ以下の経路とします。

① 生活関連経路

表：生活関連経路一覧

道路種別	路線名
県道	県道30号 下鴨大津線 県道47号 伊香立浜大津線 県道558号 高島大津線
市道	幹1031号線 幹1033号線 幹2011号線 幹2128号線 中1705号線 中1729号線 中2314号線 中2412号線
路線数	11

② 準生活関連経路

表：準生活関連経路一覧

道路種別	路線名
県道	県道47号 伊香立浜大津線
市道	中1807号線 中1915号線 中1916号線 中1917号線 中2413号線
路線数	6

(5) バリアフリー化のための特定事業

① 公共交通のバリアフリー化(公共交通特定事業)

施設名	JR大津京駅	実施主体		西日本旅客鉄道株式会社		
取組項目		整備済	令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
鉄軌道駅・旅客船ターミナルの段差解消						
出入口の段差解消	●					
他の施設との結節点の段差解消	●					
バリアフリールート of 整備(1経路以上)	●					
スロープの設置、勾配改修	●					
可能な限りプラットホームと車両乗降口の 段差及び隙間の縮小	●					
エレベーターの設置	●					
使いやすい設備の整備						
手すりの設置、改修(設置高さの改修・材質 の改修、2段手すりに改修等)	●					
バリアフリースイールの整備	●					
発券機及び券売機スペースの障害者対応	●					
障害の特性に応じた案内情報の設置						
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置	●					
案内表示設備の設置・改修 (電光掲示板・触知図案内板等)	●					
ホーム柵またはホーム安全スクリーンの整備						
ホーム柵またはホーム安全スクリーンの設置				●※		
ソフト面の対応						
バリアフリーに関する人材育成(研修等)					●	
適正利用の情報発信や啓発等					●	
合理的配慮に向けたサポート体制					●	
安全点検等の実施(年1回以上)					●	

※2032年度(令和14年度)までに、ホーム柵またはホーム安全スクリーンを整備予定。

施設名	京阪大津京駅	実施主体	京阪電気鉄道株式会社			
取組項目		整備 済	令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
鉄軌道駅・旅客船ターミナルの段差解消						
出入口の段差解消	●					
他の施設との結節点の段差解消	●					
バリアフリールート of 整備(1経路以上)	●					
スロープの設置、勾配改修	●					
可能な限りプラットホームと車両乗降口の 段差及び隙間の縮小	●					
使いやすい設備の整備						
手すりの設置、改修(設置高さの改修・材質 の改修、2段手すりに改修等)	●					
発券機及び券売機スペースの障害者対応	●					
障害の特性に応じた案内情報の設置						
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置	●					
案内表示設備の設置・改修 (電光掲示板・触知図案内板等)	●					
ソフト面の対応						
バリアフリーに関する人材育成(研修等)					●	
適正利用の情報発信や啓発等					●	
合理的配慮に向けたサポート体制					●	
安全点検等の実施(年1回以上)					●	

施設名	近江神宮前駅	実施主体		京阪電気鉄道株式会社		
取組項目		整備済	令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
鉄軌道駅・旅客船ターミナルの段差解消						
出入口の段差解消		●				
他の施設との結節点の段差解消		●				
バリアフリールート of 整備(1経路以上)		●				
スロープ of 設置、勾配改修		●				
使いやすい設備 of 整備						
手すりの設置、改修(設置高さ of 改修・材質 of 改修、2段手すりに改修等)		●				
バリアフリートイレ of 整備		●				
障害 of 特性に応じた案内情報の設置						
視覚障害者誘導用ブロック of 適切な設置		●				
ソフト面 of 対応						
バリアフリーに関する人材育成(研修等)					●	
適正利用 of 情報発信や啓発等					●	
合理的配慮に向けたサポート体制					●	
安全点検等 of 実施(年1回以上)					●	

施設名	大津市役所前駅	実施主体		京阪電気鉄道株式会社		
取組項目		整備済	令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
鉄軌道駅・旅客船ターミナル of 段差解消						
出入口 of 段差解消		●				
他の施設 of 結節点の段差解消		●				
バリアフリールート of 整備(1経路以上)		●				
スロープ of 設置、勾配改修		●				
使いやすい設備 of 整備						
手すりの設置、改修(設置高さ of 改修・材質 of 改修、2段手すりに改修等)		●				
障害 of 特性に応じた案内情報の設置						
視覚障害者誘導用ブロック of 適切な設置		●				
ソフト面 of 対応						
バリアフリーに関する人材育成(研修等)					●	
適正利用 of 情報発信や啓発等					●	
合理的配慮に向けたサポート体制					●	
安全点検等 of 実施(年1回以上)					●	

② 道路のバリアフリー化(道路特定事業)

施設名	地区内の生活関連経路	実施主体	道路管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
路上障害物のない安全な経路を確保					
	電柱、標識の移設依頼			●	
	電柱、標識の着色、点字シートの設置の指導			●	
	不法占用物(違法看板等)の取締り			●	

施設名	JR大津京駅・京阪大津京駅周辺	実施主体	建設監理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
路上障害物のない安全な経路を確保					
	違法駐輪の取締り			●	

施設名	下鴨大津線	実施主体	大津土木事務所		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
	段差の改善(補修)			●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)			●	

施設名	伊香立浜大津線	実施主体	大津土木事務所		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
	適切な勾配に改良			●	
	段差の改善(補修)			●	
	グレーチングを細目に改良			●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)			●	
利用しやすいバス停留所の整備					
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置				●

施設名	高島大津線(大津京)	実施主体	大津土木事務所		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)				●	

施設名	市道幹1031号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
歩行空間の連続性に配慮した、歩道の確保					
歩道の設置、拡幅					●
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
適切な勾配に改良				●	
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置			●		

施設名	市道幹1033号線(大津京)	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
歩行空間の連続性に配慮した、歩道の確保					
歩道の設置、拡幅					●
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
適切な勾配に改良				●	
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置			●		

施設名	市道幹2011号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	

施設名	市道幹2128号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置		●			

施設名	市道中1705号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置		●			

施設名	市道中1729号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)				●	

施設名	市道中1807号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
歩道がない道路の安全確保に向けた整備					
外側線の設置			●		

施設名	市道中1915号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
歩道がない道路の安全確保に向けた整備					
外側線の設置			●		

施設名	市道中1916号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
歩道がない道路の安全確保に向けた整備					
外側線の設置			●		

施設名	市道中1917号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
歩道がない道路の安全確保に向けた整備					
外側線の設置			●		

施設名	市道中2412号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置					●

③ 路外駐車場のバリアフリー化(路外駐車場特定事業)

施設名	大津京駅前公共駐車場	実施主体	建設監理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保					
障害者等用駐車区画の整備		●			
障害者等用駐車区画の明示		●			
優先駐車区画の設置		●			
駐車施設と出入口を結ぶ経路の段差解消					
他の施設との結節点の段差解消		●			
ソフト面の対応					
バリアフリーチェックを実施(年1回以上)				●	

④ 都市公園のバリアフリー化(都市公園特定事業)

施設名	都市公園	実施主体	施設設置管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
園路や出入口部分の安全・快適な通行を確保					
	段差の改善				●
	勾配の改善				●
	車止め幅の改良				●
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置				●
駐車場やトイレに係る動線部分を中心に安全・ 快適な通行を確保					
	段差の改善				●
	勾配の改善				●
	車止め幅の改良				●
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置				●
ベンチ、トイレなどの公園施設について、より 利便性が高いものに改良					
	バリアフリースイートの整備				●
	休憩施設の改修				●
	自販機の障害者対応				●
車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐 車施設を確保					
	障害者等用駐車区画の設置				●
	障害者等用駐車区画の明示				●
	優先駐車区画の設置				●
障害の特性に応じた案内情報の設置					
	案内表示設備の設置(電光掲示板・触知図 案内板等)				●
ソフト面の対応					
	バリアフリーに関する人材育成(研修等)				●
	適正利用の情報発信や啓発等				●
	合理的配慮に向けたサポート体制				●
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)				●

⑤ 建築物のバリアフリー化(建築物特定事業)

施設名	各施設	実施主体	施設設置管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
建物内のバリアフリー整備					
	入口の改良(自動扉、引き戸の設置)				●
	経路の確保				●
	段差の解消				●
	手すりの設置・改良				●
	スロープの設置・改良				●
	エレベーターの設置				●
トイレの整備					
	バリアフリートイレの整備				●
	多目的トイレの機能分散				●
車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保					
	障害者等用駐車区画の設置				●
	優先駐車区画の設置				●
案内情報の充実					
	案内表示設備の設置				●
ソフト面の対応					
	バリアフリーに関する人材育成(研修等)				●
	適正利用の情報発信や啓発等				●
	合理的配慮に向けたサポート体制				●
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)				●

⑥ 交通安全施設のバリアフリー化(交通安全特定事業)

施設名	地区内の信号交差点	実施主体	大津警察署		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
交通安全施設のバリアフリー化					
音響信号の整備				●	
障害者用押しボタン位置の改修					
障害者用押しボタン位置の改修				●	

※周辺環境や利用頻度、交通量等を踏まえ、適宜要望に応じて整備を検討。

※協議が整い次第、特定事業を追加します。

4-4 JR石山駅・京阪石山駅周辺地区

(1) 地区の特性と課題

① 地区の特性

本地区は、本市の南部地区の玄関口であり、市内で最も利用者数の多いJR石山駅(2022年度(令和4年度)の1日当たりの平均利用者数39,880人)や京阪電車では市内で最も利用者数の多い京阪石山駅(2022年度(令和4年度)の1日当たりの平均利用者数6,147人)など、利用者数の多い駅を有している地区です。

地区内には、市民センターや銀行、スーパーなど、日常生活に必要な施設が集積しているほか、周辺には石山寺や瀬田川(唐橋)などの著名な観光地があり、多くの来訪者が訪れ、多くの高齢者や障害者が徒歩で移動する地区です。

② 地区の課題

本地区の主要な鉄軌道駅であるJR石山駅及び京阪石山駅については、概ねバリアフリー設備の整備が済んでいます。

道路について、駅周辺の道路においては、視覚障害者誘導用ブロックが設置されているなどバリアフリー整備が実施されてきましたが、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない歩道も多くあります。

また、歩道には、凹凸や勾配の大きい箇所、段差の大きな箇所が見られ、歩道がない道路については、歩行空間が明確でない箇所も見られ、安全・安心な歩行空間の確保が必要です。

建築物については、段差や勾配の解消、バリアフリースイレの整備、情報案内の充実などが必要となっています。

(2) 生活関連施設の設定

生活関連施設は、促進方針で定めた移動等円滑化促進地区である石山エリアにある全ての生活関連施設とします。

表:生活関連施設一覧

分類		施設名
交通拠点		JR石山駅 京阪石山駅 唐橋前駅 粟津駅
建築物	公共施設	晴嵐市民センター ポリテクセンター滋賀 晴嵐保育園
	教育施設	晴嵐小学校 粟津中学校
	金融機関	滋賀銀行石山支店 滋賀中央信用金庫大津支店 京都銀行石山支店 京都中央信用金庫石山支店 京都信用金庫石山支店 関西みらい銀行石山支店 福井銀行大津支店
	宿泊施設	ラックホテル大津石山
	商業施設	平和堂石山
	その他	晴嵐あんしん長寿相談所
都市公園		大津湖岸なぎさ公園
路外駐車場		駅前グランド駐車場

(3) 生活関連経路の設定

生活関連経路は、促進方針で定めた移動等円滑化促進地区である石山エリアにある全ての生活関連経路とします。

① 生活関連経路

表：生活関連経路一覧

道路種別	路線名
国道	一般国道1号
県道	県道102号 大津湖岸線 県道104号 石山停車場線 県道782号 醍醐大津線
市道	幹1044号線 幹1047号線 幹1048号線 幹1049号線 幹1103号線 南2001号線 南2102号線 南2445号線
路線数	12

② 準生活関連経路

表：準生活関連経路一覧

道路種別	路線名
市道	幹1044号線 幹1052号線 幹1103号線 南2410号線 南2420号線
路線数	5

(5) バリアフリー化のための特定事業

① 公共交通のバリアフリー化(公共交通特定事業)

施設名	JR石山駅	実施主体		西日本旅客鉄道株式会社		
取組項目		整備済	令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
鉄軌道駅・旅客船ターミナルの段差解消						
出入口の段差解消		●				
他の施設との結節点の段差解消		●				
バリアフリールート of 整備(1経路以上)		●				
スロープ of 設置、勾配改修		●				
可能な限りプラットホームと車両乗降口 of 段差及び隙間の縮小		●				
エレベーター of 設置		●				
使いやすい設備 of 整備						
手すりの設置、改修(設置高さ of 改修・材質 of 改修、2段手すりに改修等)		●				
バリアフリートイレ of 整備		●				
発券機及び券売機スペース of 障害者対応		●				
障害の特性に応じた案内情報の設置						
視覚障害者誘導用ブロック of 適切な設置		●				
案内表示設備 of 設置・改修 (電光掲示板・触知図案内板等)		●				
ホーム柵またはホーム安全スクリーンの整備						
ホーム柵またはホーム安全スクリーンの設置				●※		
ソフト面の対応						
バリアフリーに関する人材育成(研修等)					●	
適正利用 of 情報発信や啓発等					●	
合理的配慮に向けたサポート体制					●	
安全点検等 of 実施(年1回以上)					●	

※2032年度(令和14年度)までに、ホーム柵またはホーム安全スクリーンを整備予定。

施設名	京阪石山駅	実施主体		京阪電気鉄道株式会社		
取組項目		整備済	令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
鉄軌道駅・旅客船ターミナルの段差解消						
出入口の段差解消		●				
他の施設との結節点の段差解消		●				
バリアフリールートの整備(1経路以上)		●				
スロープの設置、勾配改修		●				
可能な限りプラットホームと車両乗降口の 段差及び隙間の縮小		●				
エレベーターの設置		●				
使いやすい設備の整備						
手すりの設置、改修(設置高さの改修・材質 の改修、2段手すりに改修等)		●				
バリアフリートイレの整備		●				
発券機及び券売機スペースの障害者対応		●				
障害の特性に応じた案内情報の設置						
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置		●				
案内表示設備の設置・改修 (電光掲示板・触知図案内板等)		●				
ソフト面の対応						
バリアフリーに関する人材育成(研修等)					●	
適正利用の情報発信や啓発等					●	
合理的配慮に向けたサポート体制					●	
安全点検等の実施(年1回以上)					●	

施設名	唐橋前駅	実施主体		京阪電気鉄道株式会社		
取組項目		整備 済	令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
障害の特性に応じた案内情報の設置						
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置		●				
ソフト面の対応						
バリアフリーに関する人材育成(研修等)					●	
適正利用の情報発信や啓発等					●	
合理的配慮に向けたサポート体制					●	
安全点検等の実施(年1回以上)					●	

施設名	栗津駅	実施主体		京阪電気鉄道株式会社		
取組項目		整備 済	令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
鉄軌道駅・旅客船ターミナルの段差解消						
出入口の段差解消		●				
他の施設との結節点の段差解消		●				
スロープの設置、勾配改修		●				
使いやすい設備の整備						
手すりの設置、改修(設置高さの改修・材質の改修、2段手すりに改修等)		●				
障害の特性に応じた案内情報の設置						
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置		●				
ソフト面の対応						
バリアフリーに関する人材育成(研修等)					●	
適正利用の情報発信や啓発等					●	
合理的配慮に向けたサポート体制					●	
安全点検等の実施(年1回以上)					●	

② 道路のバリアフリー化(道路特定事業)

施設名	地区内の生活関連経路	実施主体	道路管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
路上障害物のない安全な経路を確保					
	電柱、標識の移設依頼			●	
	電柱、標識の着色、点字シートの設置の指導			●	
	不法占用物(違法看板等)の取締り			●	

施設名	JR石山駅・京阪石山駅周辺	実施主体	建設監理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
路上障害物のない安全な経路を確保					
	違法駐輪の取締り			●	

施設名	大津湖岸線	実施主体	大津土木事務所		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
	段差の改善(補修)			●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置				●

施設名	石山停車場線	実施主体	大津土木事務所		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
	段差の改善(補修)			●	
	グレーチングを細目に改良			●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)			●	

施設名	市道幹1044号線	実施主体	道路・河川管理課ほか		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
歩行空間の連続性に配慮した、歩道の確保					
歩道の設置、拡幅		●			
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
適切な勾配に改良				●	
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	

施設名	市道幹1047号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
歩行空間の連続性に配慮した、歩道の確保					
歩道の設置、拡幅					●
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
適切な勾配に改良				●	
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置			●		

施設名	市道幹1048号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)				●	

施設名	市道幹1049号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
適切な勾配に改良				●	
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	

施設名	市道幹1052号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
歩行空間の連続性に配慮した、歩道の確保					
歩道の設置、拡幅					●
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
適切な勾配に改良				●	
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	

施設名	市道幹1103号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
適切な勾配に改良				●	
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	

施設名	市道南2001号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
歩行空間の連続性に配慮した、歩道の確保					
歩道の設置、拡幅		●			
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
適切な勾配に改良				●	
段差の改善(補修)				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置			●		

施設名	市道南2102号線 (駅前広場含む)	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
歩行空間の連続性に配慮した、歩道の確保					
歩道の設置、拡幅		●			
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
適切な勾配に改良				●	
段差の改善(補修)				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置			●		

施設名	市道南2410号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
適切な勾配に改良				●	
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	
歩道がない道路の安全確保に向けた整備					
外側線の設置		●			

③ 路外駐車場のバリアフリー化(路外駐車場特定事業)

施設名	路外駐車場	実施主体	施設設置管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保					
障害者等用駐車区画の設置					●
障害者等用駐車区画の明示					●
優先駐車区画の設置					●
駐車施設と出入口を結ぶ経路の段差解消					
出入口の段差解消					●
他の施設との結節点の段差解消					●
バリアフリールートの整備(1経路以上)					●
スロープの設置、改修					●
障害の特性に応じた案内情報の設置					
案内表示設備の設置(電光掲示板・触知図案内板等)					●
ソフト面の対応					
バリアフリーに関する人材育成(研修等)					●
適正利用の情報発信や啓発等					●
合理的配慮に向けたサポート体制					●
バリアフリーチェックを実施(年1回以上)					●

④ 都市公園のバリアフリー化(都市公園特定事業)

施設名	都市公園	実施主体	施設設置管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
園路や出入口部分の安全・快適な通行を確保					
	段差の改善				●
	勾配の改善				●
	車止め幅の改良				●
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置				●
駐車場やトイレに係る動線部分を中心に安全・快適な通行を確保					
	段差の改善				●
	勾配の改善				●
	車止め幅の改良				●
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置				●
ベンチ、トイレなどの公園施設について、より利便性が高いものに改良					
	バリアフリートイレの整備				●
	休憩施設の改修				●
	自販機の障害者対応				●
車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保					
	障害者等用駐車区画の設置				●
	障害者等用駐車区画の明示				●
	優先駐車区画の設置				●
障害の特性に応じた案内情報の設置					
	案内表示設備の設置(電光掲示板・触知図案内板等)				●
ソフト面の対応					
	バリアフリーに関する人材育成(研修等)				●
	適正利用の情報発信や啓発等				●
	合理的配慮に向けたサポート体制				●
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)				●

⑤ 建築物のバリアフリー化(建築物特定事業)

施設名	各施設	実施主体	施設設置管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
建物内のバリアフリー整備					
	入口の改良(自動扉、引き戸の設置)				●
	経路の確保				●
	段差の解消				●
	手すりの設置・改良				●
	スロープの設置・改良				●
	エレベーターの設置				●
トイレの整備					
	バリアフリートイレの整備				●
	多目的トイレの機能分散				●
車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保					
	障害者等用駐車区画の設置				●
	優先駐車区画の設置				●
案内情報の充実					
	案内表示設備の設置				●
ソフト面の対応					
	バリアフリーに関する人材育成(研修等)				●
	適正利用の情報発信や啓発等				●
	合理的配慮に向けたサポート体制				●
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)				●

⑥ 交通安全施設のバリアフリー化(交通安全特定事業)

施設名	地区内の信号交差点	実施主体	大津警察署		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
交通安全施設のバリアフリー化					
音響信号の整備				●	
障害者用押しボタン位置の改修					
障害者用押しボタン位置の改修				●	

※周辺環境や利用頻度、交通量等を踏まえ、適宜要望に応じて整備を検討。

※協議が整い次第、特定事業を追加します。

4-5 JR瀬田駅周辺地区

(1) 地区の特性と課題

① 地区の特性

本地区は、本市の東部地区の中心となる地区であり、市内で2番目に利用者数の多いJR瀬田駅(2022年度(令和4年度)の1日当たりの平均利用者数32,884人)を有している地区です。

地区内には、3つの市民センターや銀行、スーパーなど、日常生活に必要な施設が集積しているほか、宿泊施設や都市公園もあり、多くの高齢者や障害者が徒歩で移動する地区です。

② 地区の課題

本地区における唯一の鉄軌道駅であるJR瀬田駅は橋上駅であり、エレベーター・エスカレーターの設置など概ねバリアフリー設備の整備が済んでいます。

道路については、国道1号をはじめ、視覚障害者誘導用ブロックが設置されている路線が多く見られるなど、バリアフリー整備が実施されてきましたが、視覚障害者誘導用ブロックが設置されていない歩道もあり、凹凸や勾配の大きい箇所、段差の大きな箇所も見られます。

さらに、歩道がない道路については、歩行空間が明確でない箇所も見られ、安全・安心な歩行空間の確保が必要です。

建築物については、段差や勾配の解消、バリアフリースイレの整備、情報案内の充実などが必要となっています。

(2) 生活関連施設の設定

生活関連施設は、促進方針で定めた移動等円滑化促進地区である瀬田エリアにある全ての生活関連施設とします。

表：生活関連施設一覧

分類		施設名
交通拠点		JR瀬田駅
建築物	公共施設	瀬田北市民センター 瀬田市民センター 瀬田東市民センター 瀬田北児童クラブ 瀬田東児童クラブ 瀬田児童クラブ
	教育施設	瀬田小学校 瀬田東小学校 瀬田北小学校 瀬田北中学校
	金融機関	京都信用金庫 瀬田支店 京都中央信用金庫 瀬田支店 JAレーク滋賀 瀬田支店 関西みらい銀行 瀬田駅前支店 京都銀行 瀬田支店 滋賀銀行 瀬田駅前支店
	宿泊施設	スマイルホテル大津瀬田 アパホテルびわ湖瀬田駅前
	商業施設	アル・プラザ瀬田 ダイエー瀬田店イオンフードスタイル
都市公園		一里山公園緑のふれあいセンター

(3) 生活関連経路の設定

生活関連経路は、促進方針で定めた移動等円滑化促進地区である瀬田エリアにある全ての生活関連経路とします。

① 生活関連経路

表:生活関連経路一覧

道路種別	路線名
国道	一般国道1号
市道	幹1056号線 幹1057号線 幹1058号線 幹1064号線 東4102号線 東4231号線 東4314号線
路線数	8

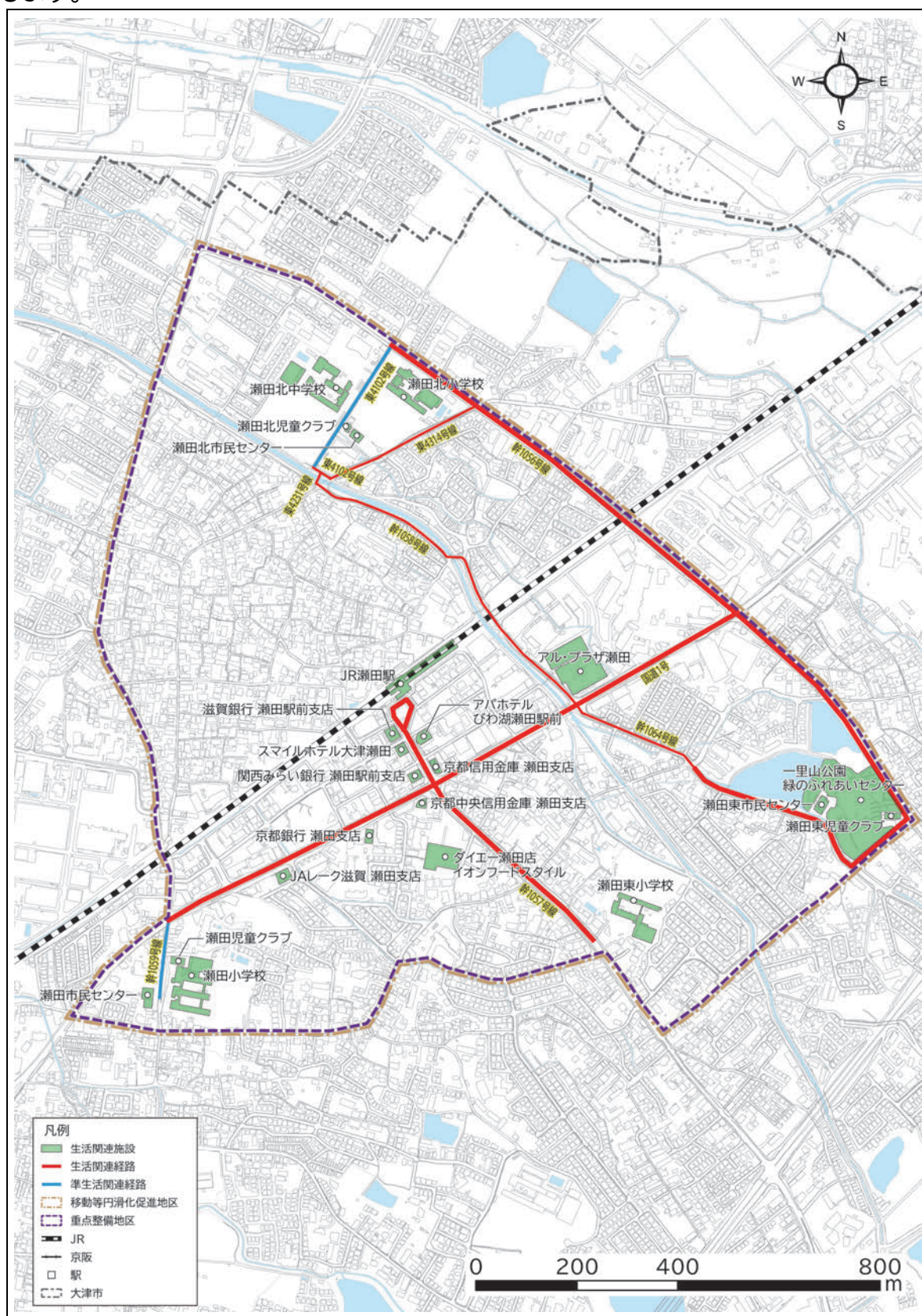
② 準生活関連経路

表:準生活関連経路一覧

道路種別	路線名
市道	幹1059号線 東4102号線
路線数	2

(4) 重点整備地区の区域設定

重点整備地区は、瀬田エリア内の生活関連施設と生活関連経路を全て含むように設定します。



図：重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路

(5) バリアフリー化のための特定事業

① 公共交通のバリアフリー化(公共交通特定事業)

施設名	JR瀬田駅	実施主体		西日本旅客鉄道株式会社		
取組項目		整備済	令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
鉄軌道駅・旅客船ターミナルの段差解消						
出入口の段差解消	●					
他の施設との結節点の段差解消	●					
バリアフリールート of 整備(1経路以上)	●					
スロープ of 設置、勾配改修	●					
可能な限りプラットホームと車両乗降口 of 段差及び隙間の縮小	●					
エレベーター of 設置	●					
使いやすい設備 of 整備						
手すりの設置、改修(設置高さ of 改修・材質 of 改修、2段手すりに改修等)	●					
バリアフリートイレ of 整備	●					
発券機及び券売機スペース of 障害者対応	●					
障害の特性に応じた案内情報の設置						
視覚障害者誘導用ブロック of 適切な設置	●					
案内表示設備 of 設置・改修 (電光掲示板・触知図案内板等)	●					
ホーム柵またはホーム安全スクリーンの整備						
ホーム柵またはホーム安全スクリーンの設置				●※		
ソフト面 of 対応						
バリアフリーに関する人材育成(研修等)					●	
適正利用 of 情報発信や啓発等					●	
合理的配慮に向けたサポート体制					●	
安全点検等 of 実施(年1回以上)					●	

※2032年度(令和14年度)までに、ホーム柵またはホーム安全スクリーンを整備予定。

② 道路のバリアフリー化(道路特定事業)

施設名	地区内の生活関連経路	実施主体	道路管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
路上障害物のない安全な経路を確保					
電柱、標識の移設依頼				●	
電柱、標識の着色、点字シートの設置の指導				●	
不法占用物(違法看板等)の取締り				●	

施設名	JR瀬田駅周辺	実施主体	建設監理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
路上障害物のない安全な経路を確保					
違法駐輪の取締り				●	

施設名	市道幹1056号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
歩行空間の連続性に配慮した、歩道の確保					
歩道の設置、拡幅					●
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置		●			
視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)				●	
利用しやすいバス停留所の整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置			●		

施設名	市道幹1057号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置		●			
視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)				●	
利用しやすいバス停留所の整備					
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置		●			

施設名	市道幹1059号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	

施設名	市道幹1064号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	

施設名	市道東4102号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	

施設名	市道東4314号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	

④ 都市公園のバリアフリー化(都市公園特定事業)

施設名	都市公園	実施主体	施設設置管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
園路や出入口部分の安全・快適な通行を確保					
	段差の改善				●
	勾配の改善				●
	車止め幅の改良				●
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置				●
駐車場やトイレに係る動線部分を中心に安全・快適な通行を確保					
	段差の改善				●
	勾配の改善				●
	車止め幅の改良				●
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置				●
ベンチ、トイレなどの公園施設について、より利便性が高いものに改良					
	バリアフリースイールの整備				●
	休憩施設の改修				●
	自販機の障害者対応				●
車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保					
	障害者等用駐車区画の設置				●
	障害者等用駐車区画の明示				●
	優先駐車区画の設置				●
障害の特性に応じた案内情報の設置					
	案内表示設備の設置(電光掲示板・触知図案内板等)				●
ソフト面の対応					
	バリアフリーに関する人材育成(研修等)				●
	適正利用の情報発信や啓発等				●
	合理的配慮に向けたサポート体制				●
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)				●

⑤ 建築物のバリアフリー化(建築物特定事業)

施設名	各施設	実施主体	施設設置管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
建物内のバリアフリー整備					
	入口の改良(自動扉、引き戸の設置)				●
	経路の確保				●
	段差の解消				●
	手すりの設置・改良				●
	スロープの設置・改良				●
	エレベーターの設置				●
トイレの整備					
	バリアフリートイレの整備				●
	多目的トイレの機能分散				●
車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保					
	障害者等用駐車区画の設置				●
	優先駐車区画の設置				●
案内情報の充実					
	案内表示設備の設置				●
ソフト面の対応					
	バリアフリーに関する人材育成(研修等)				●
	適正利用の情報発信や啓発等				●
	合理的配慮に向けたサポート体制				●
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)				●

⑥ 交通安全施設のバリアフリー化(交通安全特定事業)

施設名	地区内の信号交差点	実施主体	大津警察署		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
交通安全施設のバリアフリー化					
音響信号の整備				●	
障害者用押しボタン位置の改修					
障害者用押しボタン位置の改修				●	

※周辺環境や利用頻度、交通量等を踏まえ、適宜要望に応じて整備を検討。

※協議が整い次第、特定事業を追加します。

4-6 JR北小松駅周辺地区

(1) 地区の特性と課題

① 地区の特性

本地区は本市の北部にあり、地区内には、湖西線のJR北小松駅(2022年度(令和4年度)の1日当たりの平均利用者数484人)を有している地区です。

地区の駅勢圏人口は少ない状況ですが、高齢化率が高くなっています。地区には、支所や郵便局など、日常生活に必要な施設があります。

② 地区の課題

本地区の鉄軌道駅であるJR北小松駅は、高架駅であるもののエレベーター等の上下移動をはじめとするバリアフリー設備の整備が十分ではありません。

道路については、駅へのアクセス道路に一部歩道がありますが、それ以外は狭い道路が多く、歩道がある道路は少ない状況です。

歩道がない道路については、歩行空間が明確でない箇所も見られ、安全・安心な歩行空間の確保が必要です。

建築物については、公共施設が2施設、金融機関が2施設のみですが、段差や勾配の解消、バリアフリースイールの整備、情報案内の充実などが必要となっています。

(2) 生活関連施設の設定

生活関連施設は、促進方針で定めた移動等円滑化促進地区である北小松エリアにある全ての生活関連施設とします。

表：生活関連施設一覧

分類		施設名
交通拠点		JR北小松駅
建築物	公共施設	小松支所 北小松自治会館
	金融機関	志賀小松郵便局 JAレーク滋賀小松出張所

(3) 生活関連経路の設定

生活関連経路は、促進方針で定めた移動等円滑化促進地区である北小松エリアにある全ての生活関連経路とします。

① 生活関連経路

表：生活関連経路一覧

道路種別	路線名
市道	幹2168号線 北8065号線 北8140号線
その他	JR北小松駅前広場
路線数	4

② 準生活関連経路

表：準生活関連経路一覧

道路種別	路線名
市道	北8056号線 北8069号線
その他	法定外道路等
路線数	3

(4) 重点整備地区の区域設定

重点整備地区は、移動等円滑化促進地区である北小松エリアの区域と同じとして、地区内の生活関連施設と生活関連経路を全て含むように設定します。

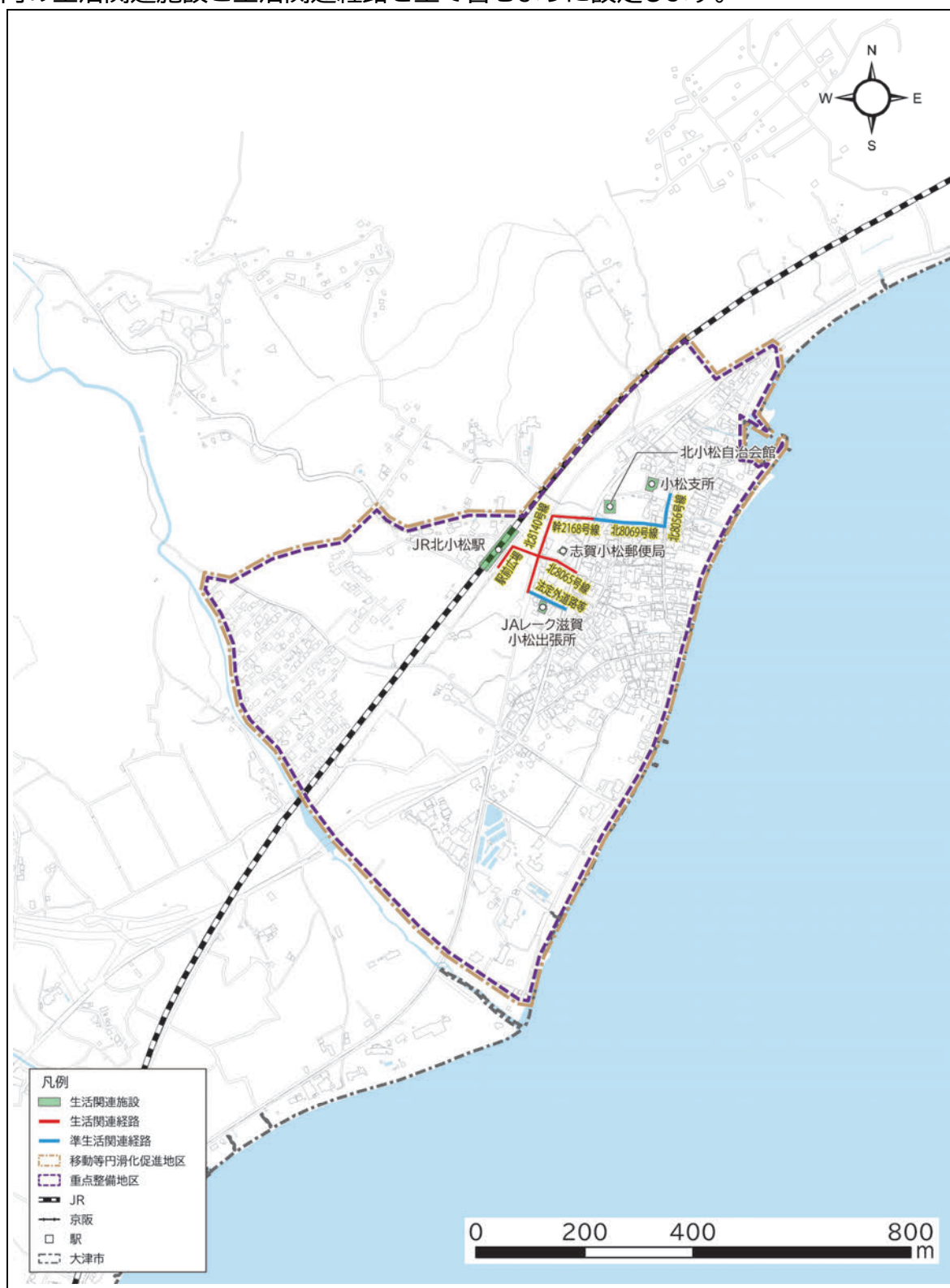


図:重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路

(5) バリアフリー化のための特定事業

① 公共交通のバリアフリー化(公共交通特定事業)

施設名	JR北小松駅	実施主体		西日本旅客鉄道株式会社		
取組項目		整備済	令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
鉄軌道駅・旅客船ターミナルの段差解消						
出入口の段差解消						●※
他の施設との結節点の段差解消						●※
バリアフリールート of 整備(1経路以上)						●※
スロープの設置、勾配改修						●※
可能な限りプラットホームと車両乗降口の 段差及び隙間の縮小						●※
エレベーターの設置						●※
使いやすい設備の整備						
手すりの設置、改修(設置高さの改修・材質 の改修、2段手すりに改修等)						●※
バリアフリースイールの整備						●※
発券機及び券売機スペースの障害者対応						●※
障害の特性に応じた案内情報の設置						
視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置		●				
案内表示設備の設置・改修 (電光掲示板・触知図案内板等)						●※
ホーム柵またはホーム安全スクリーンの整備						
ホーム柵またはホーム安全スクリーンの設置						●※
ソフト面の対応						
バリアフリーに関する人材育成(研修等)					●	
適正利用の情報発信や啓発等					●	
合理的配慮に向けたサポート体制					●	
安全点検等の実施(年1回以上)					●	

※継続協議については整備計画未定です。

② 道路のバリアフリー化(道路特定事業)

施設名	地区内の生活関連経路	実施主体	道路管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
路上障害物のない安全な経路を確保					
	電柱、標識の移設依頼			●	
	電柱、標識の着色、点字シートの設置の指導			●	
	不法占用物(違法看板等)の取締り			●	

施設名	市道北8069号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
	段差の改善(補修)			●	
	グレーチングを細目に改良			●	
歩道がない道路の安全確保に向けた整備					
	外側線の設置		●		

⑤ 建築物のバリアフリー化(建築物特定事業)

施設名	各施設	実施主体	施設設置管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
建物内のバリアフリー整備					
	入口の改良(自動扉、引き戸の設置)				●
	経路の確保				●
	段差の解消				●
	手すりの設置・改良				●
	スロープの設置・改良				●
	エレベーターの設置				●
トイレの整備					
	バリアフリートイレの整備				●
	多目的トイレの機能分散				●
車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保					
	障害者等用駐車区画の設置				●
	優先駐車区画の設置				●
案内情報の充実					
	案内表示設備の設置				●
ソフト面の対応					
	バリアフリーに関する人材育成(研修等)				●
	適正利用の情報発信や啓発等				●
	合理的配慮に向けたサポート体制				●
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)				●

⑥ 交通安全施設のバリアフリー化(交通安全特定事業)

施設名	地区内の信号交差点	実施主体	大津北警察署		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
交通安全施設のバリアフリー化					
音響信号の整備				●	
障害者用押しボタン位置の改修					
障害者用押しボタン位置の改修				●	

※周辺環境や利用頻度、交通量等を踏まえ、適宜要望に応じて整備を検討。

※協議が整い次第、特定事業を追加します。

4-7 JR近江舞子駅周辺地区

(1) 地区の特性と課題

① 地区の特性

本地区は、本市の北部にあり、地区内には、湖西線のJR近江舞子駅(2022年度(令和4年度)の1日当たりの平均利用者数1,462人)を有している地区です。

地区の駅勢圏人口は少ない状況ですが、高齢化率は高くなっています。地区には、小学校やあんしん長寿相談所といった公共施設があり、日常生活に必要な施設があります。

② 地区の課題

本地区の鉄軌道駅であるJR近江舞子駅は、高架駅であるもののエレベーター等の上下移動をはじめとするバリアフリー設備の整備が十分ではありません。

道路については、駅から小学校までの区間等は歩道がありますが、それ以外は狭い道路が多く、歩道がある道路は少ない状況です。

歩道がない道路については、歩行空間が明確でない箇所も見られ、安全・安心な歩行空間の確保が必要です。

建築物については、生活関連施設は小松小学校と小松あんしん長寿相談所の2施設のみですが、段差や勾配の解消、バリアフリースイレの整備、情報案内の充実などが必要となっています。

(2) 生活関連施設の設定

生活関連施設は、促進方針で定めた移動等円滑化促進地区である近江舞子エリアにある全ての生活関連施設とします。

表:生活関連施設一覧

分類		施設名
交通拠点		JR近江舞子駅
建築物	教育施設	小松小学校
	その他	小松あんしん長寿相談所

(3) 生活関連経路の設定

生活関連経路は、促進方針で定めた移動等円滑化促進地区である近江舞子エリアにある全ての生活関連経路とします。

① 生活関連経路

表:生活関連経路一覧

道路種別	路線名
市道	幹1114号線
その他	JR近江舞子駅前広場
路線数	2

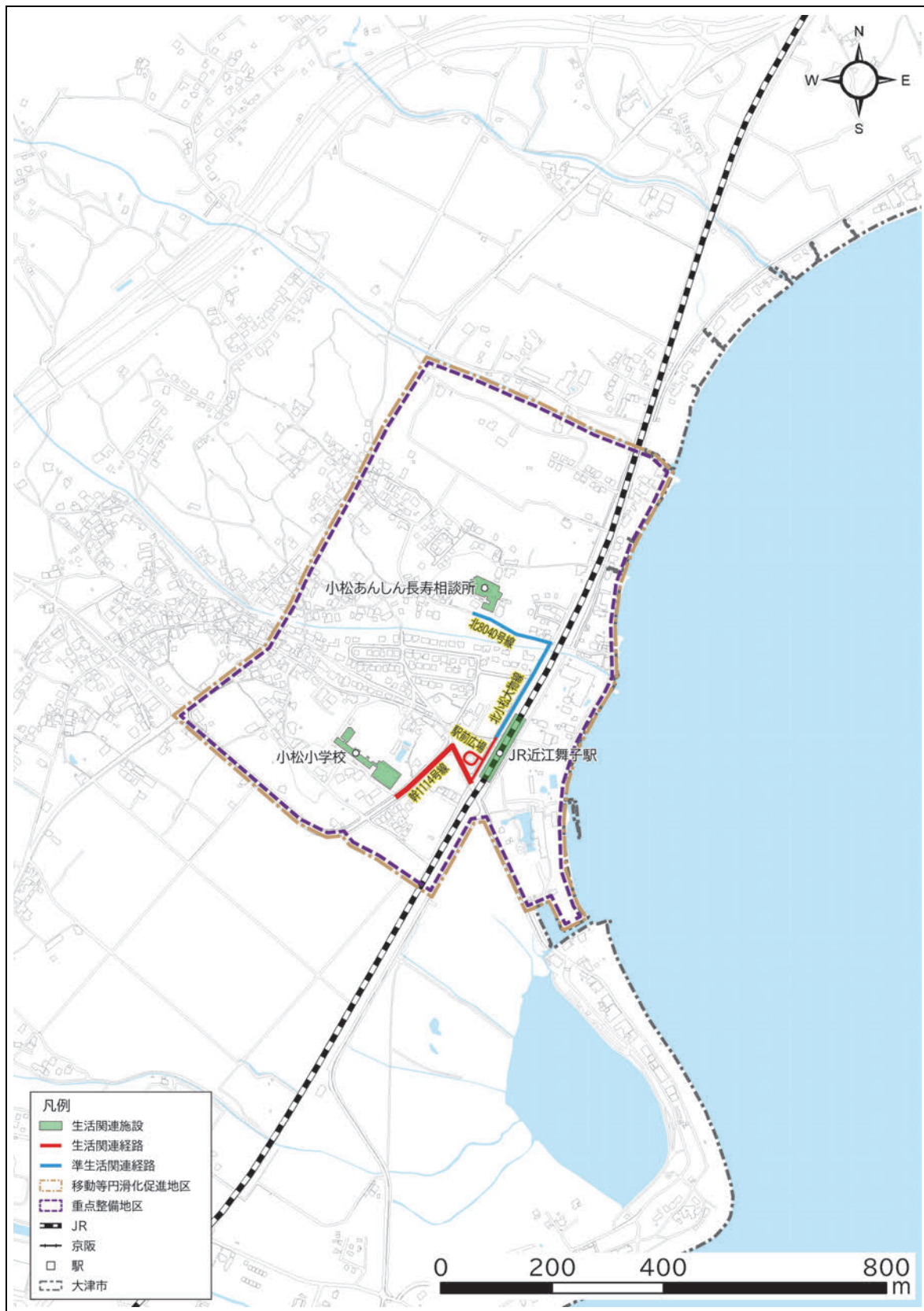
② 準生活関連経路

表:準生活関連経路一覧

道路種別	路線名
県道	県道307号 北小松大物線
市道	北8040号線
路線数	2

(4) 重点整備地区の区域設定

重点整備地区は、移動等円滑化促進地区である近江舞子エリアの区域と同じとして、地区内の生活関連施設と生活関連経路を全て含むように設定します。



図：重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路

(5) バリアフリー化のための特定事業について

① 公共交通のバリアフリー化(公共交通特定事業)

施設名	JR近江舞子駅	実施主体		西日本旅客鉄道株式会社		
取組項目		整備済	令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
鉄軌道駅・旅客船ターミナルの段差解消						
出入口の段差解消						●※
他の施設との結節点の段差解消						●※
バリアフリールート of 整備(1経路以上)						●※
スロープ of 設置、勾配改修						●※
可能な限りプラットホームと車両乗降口 of 段差及び隙間の縮小						●※
エレベーター of 設置						●※
使いやすい設備 of 整備						
手すりの設置、改修(設置高さ of 改修・材質 of 改修、2段手すりに改修等)						●※
バリアフリートイレ of 整備						●※
発券機及び券売機スペース of 障害者対応						●※
障害の特性に応じた案内情報の設置						
視覚障害者誘導用ブロック of 適切な設置		●				
案内表示設備 of 設置・改修 (電光掲示板・触知図案内板等)						●※
ホーム柵またはホーム安全スクリーンの整備						
ホーム柵またはホーム安全スクリーンの設置						●※
ソフト面の対応						
バリアフリーに関する人材育成(研修等)					●	
適正利用 of 情報発信や啓発等					●	
合理的配慮に向けたサポート体制					●	
安全点検等 of 実施(年1回以上)					●	

※継続協議については整備計画未定です。

② 道路のバリアフリー化(道路特定事業)

施設名	地区内の生活関連経路	実施主体	道路管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
路上障害物のない安全な経路を確保					
	電柱、標識の移設依頼			●	
	電柱、標識の着色、点字シートの設置の指導			●	
	不法占用物(違法看板等)の取締り			●	

施設名	市道幹1114号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
歩行空間の連続性に配慮した、歩道の確保					
	歩道の設置、拡幅		●		
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
	段差の改善(補修)			●	

施設名	JR近江舞子駅前広場	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
駐車区画の整備					
	障害者等用駐車区画の改良	●			
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置	●			

⑤ 建築物のバリアフリー化(建築物特定事業)

施設名	各施設	実施主体	施設設置管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
建物内のバリアフリー整備					
	入口の改良(自動扉、引き戸の設置)				●
	経路の確保				●
	段差の解消				●
	手すりの設置・改良				●
	スロープの設置・改良				●
	エレベーターの設置				●
トイレの整備					
	バリアフリートイレの整備				●
	多目的トイレの機能分散				●
車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保					
	障害者等用駐車区画の設置				●
	優先駐車区画の設置				●
案内情報の充実					
	案内表示設備の設置				●
ソフト面の対応					
	バリアフリーに関する人材育成(研修等)				●
	適正利用の情報発信や啓発等				●
	合理的配慮に向けたサポート体制				●
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)				●

⑥ 交通安全施設のバリアフリー化(交通安全特定事業)

施設名	地区内の信号交差点	実施主体	大津北警察署		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
交通安全施設のバリアフリー化					
音響信号の整備				●	
障害者用押しボタン位置の改修					
障害者用押しボタン位置の改修				●	

※周辺環境や利用頻度、交通量等を踏まえ、適宜要望に応じて整備を検討。

※協議が整い次第、特定事業を追加します。

4-8 JR志賀駅周辺地区

(1) 地区の特性と課題

① 地区の特性

本地区は本市の北部にあり、地区内には、湖西線のJR志賀駅(2022年度(令和4年度)の1日当たりの平均利用者数1,690人)を有している地区です。

地区の駅勢圏人口は少ない状況ですが、高齢化率は高くなっています。地区には、市民センターなどの公共施設や銀行など、日常生活に必要な施設があります。

② 地区の課題

本地区の鉄軌道駅であるJR志賀駅は、高架駅であるもののエレベーター等の上下移動をはじめとするバリアフリー設備の整備が十分ではありません。

道路については、駅へのアクセス道路に一部歩道がありますが、それ以外は狭隘な道路が多く、歩道がある道路は少ない状況です。

歩道がない道路については、歩行空間が明確でない箇所も見られ、安全・安心な歩行空間の確保が必要です。

建築物については、公共施設が2施設のほか、教育施設、金融機関、商業施設が各1施設あり、段差や勾配の解消、バリアフリースイレの整備、情報案内の充実などが必要となっています。

(2) 生活関連施設の設定

生活関連施設は、促進方針で定めた移動等円滑化促進地区である志賀エリアにある全ての生活関連施設とします。

表：生活関連施設一覧

分類		施設名
交通拠点		JR志賀駅
建築物	公共施設	木戸市民センター 木戸交流センター
	教育施設	木戸小学校
	金融施設	関西みらい銀行志賀町支店
	商業施設	ゲンキー志賀木戸店

(3) 生活関連経路の設定

生活関連経路は、促進方針で定めた移動等円滑化促進地区である志賀エリアにある全ての生活関連経路とします。

① 生活関連経路

表：生活関連経路一覧

道路種別	路線名
県道	県道321号 荒川蓬萊線 県道558号 高島大津線
市道	幹2165号線 北7044号線 北7179号線
その他	JR志賀駅前広場
路線数	6

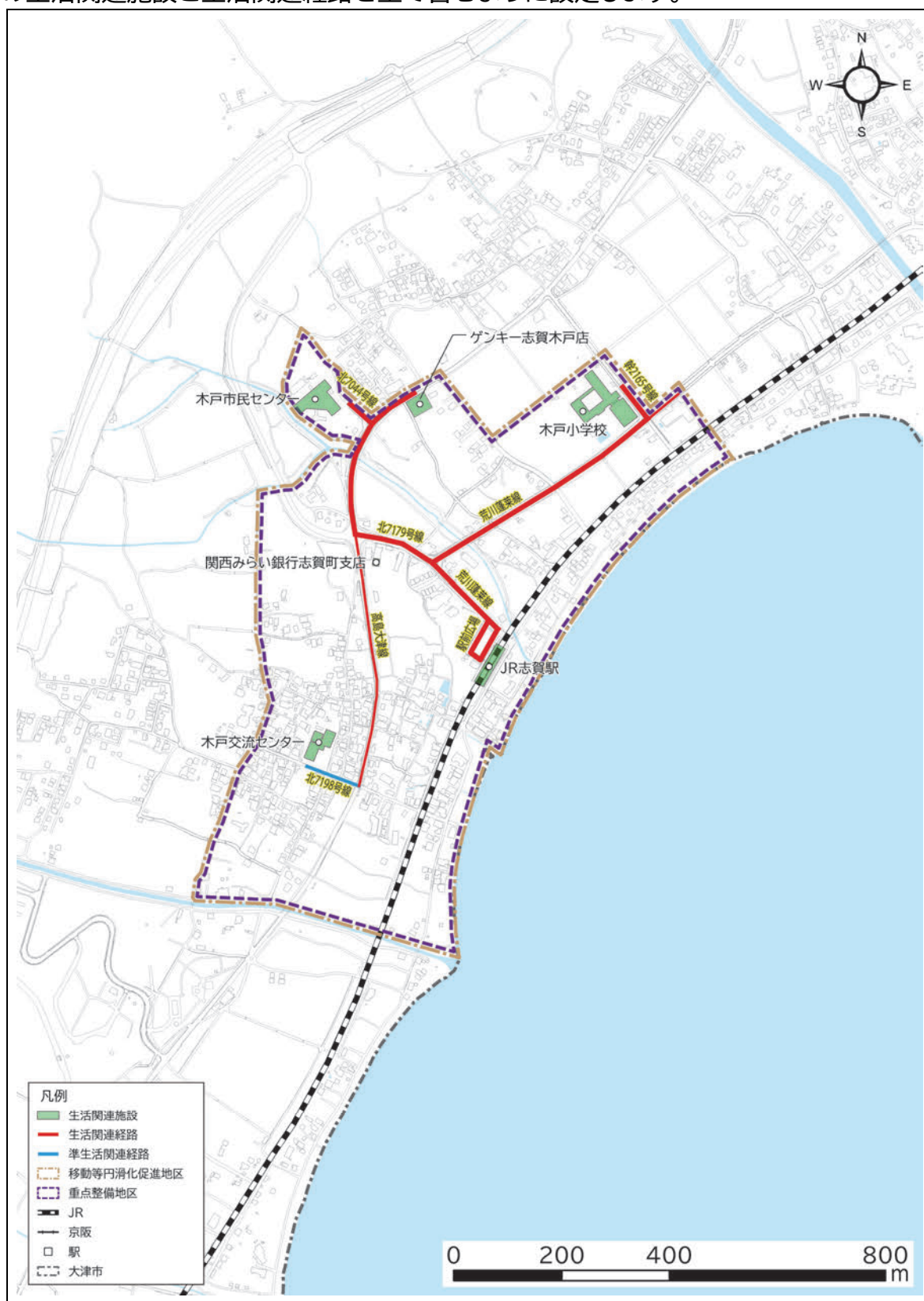
② 準生活関連経路

表：準生活関連経路一覧

道路種別	路線名
市道	北7198号線
路線数	1

(4) 重点整備地区の区域設定

重点整備地区は、移動等円滑化促進地区である志賀エリアの区域と同じとして、地区内の生活関連施設と生活関連経路を全て含むように設定します。



図：重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路

(5) バリアフリー化のための特定事業

① 公共交通のバリアフリー化(公共交通特定事業)

施設名	JR志賀駅	実施主体		西日本旅客鉄道株式会社		
取組項目		整備済	令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
鉄軌道駅・旅客船ターミナルの段差解消						
出入口の段差解消						●※
他の施設との結節点の段差解消						●※
バリアフリールート of 整備(1経路以上)						●※
スロープ of 設置、勾配改修						●※
可能な限りプラットホームと車両乗降口 of 段差及び隙間の縮小						●※
エレベーター of 設置						●※
使いやすい設備 of 整備						
手すりの設置、改修(設置高さ of 改修・材質 of 改修、2段手すりに改修等)						●※
バリアフリートイレ of 整備						●※
発券機及び券売機スペース of 障害者対応						●※
障害の特性に応じた案内情報の設置						
視覚障害者誘導用ブロック of 適切な設置		●				
案内表示設備 of 設置・改修 (電光掲示板・触知図案内板等)						●※
ホーム柵またはホーム安全スクリーンの整備						
ホーム柵またはホーム安全スクリーンの設置						●※
ソフト面の対応						
バリアフリーに関する人材育成(研修等)					●	
適正利用 of 情報発信や啓発等					●	
合理的配慮に向けたサポート体制					●	
安全点検等 of 実施(年1回以上)					●	

※継続協議については整備計画未定です。

② 道路のバリアフリー化(道路特定事業)

施設名	地区内の生活関連経路	実施主体	道路管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
路上障害物のない安全な経路を確保					
	電柱、標識の移設依頼			●	
	電柱、標識の着色、点字シートの設置の指導			●	
	不法占用物(違法看板等)の取締り			●	

施設名	市道北7044号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
	段差の改善(補修)			●	
	グレーチングを細目に改良			●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な改良(補修)			●	

施設名	市道北7179号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
歩行空間の連続性に配慮した、歩道の確保					
	歩道の設置、拡幅				●
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
	段差の改善(補修)			●	
	グレーチングを細目に改良			●	
連続性や利用者の動線を考慮し、安心して移動できる視覚障害者誘導用ブロックの整備					
	視覚障害者誘導用ブロックの適切な設置				●

施設名	市道北7198号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
	段差の改善(補修)			●	
	グレーチングを細目に改良			●	
歩道がない道路の安全確保に向けた整備					
	外側線の設置		●		

⑤ 建築物のバリアフリー化(建築物特定事業)

施設名	各施設	実施主体	施設設置管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
建物内のバリアフリー整備					
	入口の改良(自動扉、引き戸の設置)				●
	経路の確保				●
	段差の解消				●
	手すりの設置・改良				●
	スロープの設置・改良				●
	エレベーターの設置				●
トイレの整備					
	バリアフリートイレの整備				●
	多目的トイレの機能分散				●
車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保					
	障害者等用駐車区画の設置				●
	優先駐車区画の設置				●
案内情報の充実					
	案内表示設備の設置				●
ソフト面の対応					
	バリアフリーに関する人材育成(研修等)				●
	適正利用の情報発信や啓発等				●
	合理的配慮に向けたサポート体制				●
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)				●

⑥ 交通安全施設のバリアフリー化(交通安全特定事業)

施設名	地区内の信号交差点	実施主体	大津北警察署		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
交通安全施設のバリアフリー化					
音響信号の整備				●	
障害者用押しボタン位置の改修					
障害者用押しボタン位置の改修				●	

※周辺環境や利用頻度、交通量等を踏まえ、適宜要望に応じて整備を検討。

※協議が整い次第、特定事業を追加します。

4-9 JR蓬萊駅周辺地区

(1) 地区の特性と課題

① 地区の特性

本地区は本市の北部にあり、地区内には、湖西線のJR蓬萊駅(2022年度(令和4年度)の1日当たりの平均利用者数1,744人)を有している地区です。

地区の駅勢圏人口は少ない状況ですが、高齢化率は高くなっています。地区には、中学校や診療所があり、日常生活に必要な施設があります。

② 地区の課題

本地区の鉄軌道駅であるJR蓬萊駅は、高架駅であるもののエレベーター等の上下移動をはじめとするバリアフリー設備の整備が十分ではありません。

道路については、駅から診療所を経由し、志賀中学校を結ぶ道路等に歩道がありますが、視覚障害者誘導用ブロックの設置がされていないことや、段差や勾配などバリアフリー整備が十分ではありません。

建築物については、段差や勾配の解消、バリアフリースイレの整備、情報案内の充実などが必要となっています。

(2) 生活関連施設の設定

生活関連施設は、促進方針で定めた移動等円滑化促進地区である蓬萊エリアにおける全ての生活関連施設とします。

表:生活関連施設一覧

分類		施設名
交通拠点		JR蓬萊駅
建築物	病院	ふくた診療所
	教育施設	志賀中学校

(3) 生活関連経路の設定

生活関連経路は、促進方針で定めた移動等円滑化促進地区である蓬萊エリアにおける全ての生活関連経路とします。

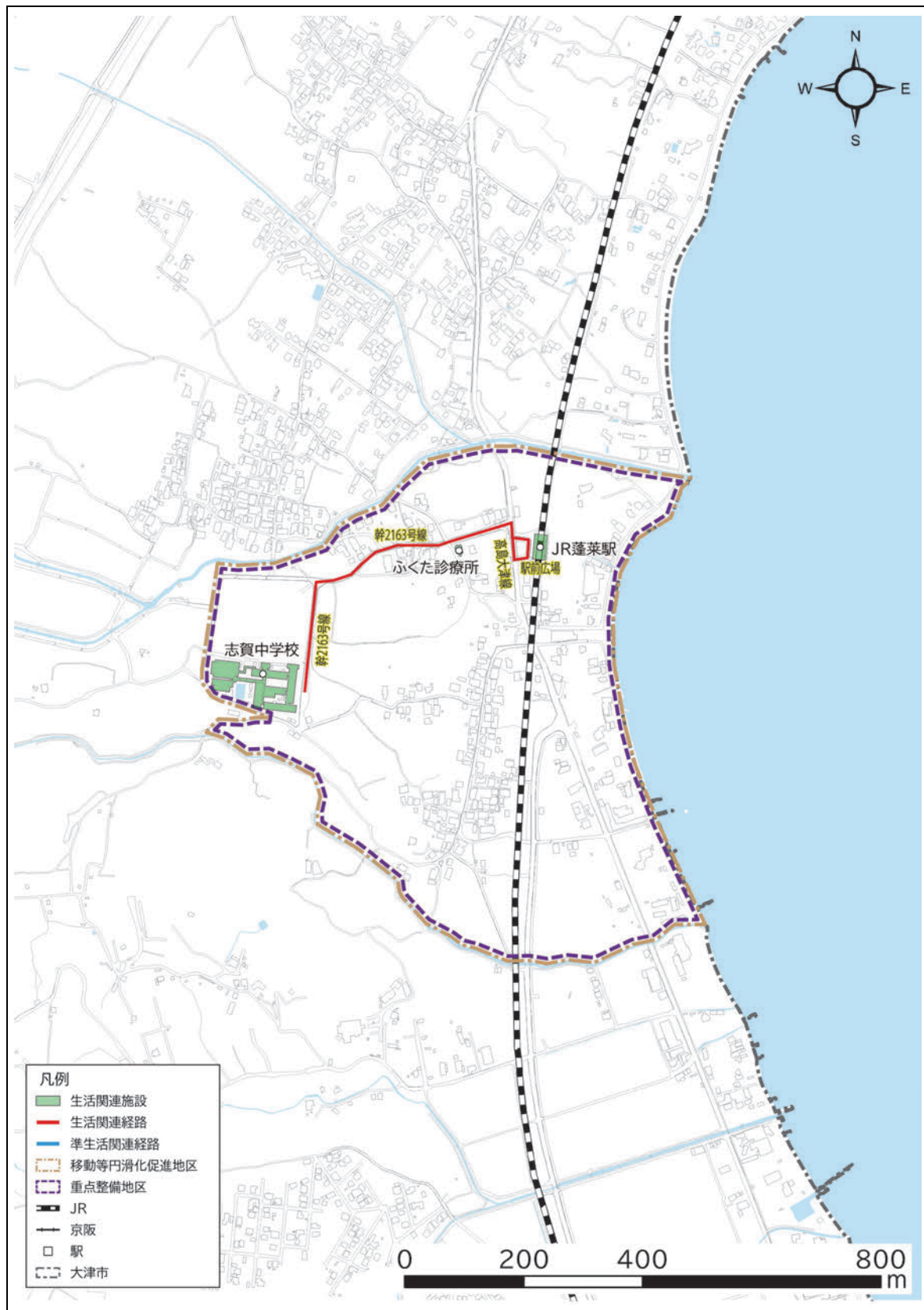
① 生活関連経路

表:生活関連経路一覧

道路種別	路線名
県道	県道558号 高島大津線
市道	幹2163号線
その他	JR蓬萊駅前広場
路線数	3

(4) 重点整備地区の区域設定

重点整備地区は、移動等円滑化促進地区である蓬萊エリアの区域と同じとして、地区内の生活関連施設と生活関連経路を含むように設定します。



図：重点整備地区・生活関連施設・生活関連経路

(5) バリアフリー化のための特定事業

① 公共交通のバリアフリー化(公共交通特定事業)

施設名	JR蓬萊駅	実施主体		西日本旅客鉄道株式会社		
取組項目		整備済	令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
鉄軌道駅・旅客船ターミナルの段差解消						
出入口の段差解消						●※
他の施設との結節点の段差解消						●※
バリアフリールート of 整備(1経路以上)						●※
スロープ of 設置、勾配改修						●※
可能な限りプラットホームと車両乗降口 of 段差及び隙間の縮小						●※
エレベーター of 設置						●※
使いやすい設備 of 整備						
手すりの設置、改修(設置高さ of 改修・材質 of 改修、2段手すりに改修等)						●※
バリアフリートイレ of 整備						●※
発券機及び券売機スペース of 障害者対応						●※
障害の特性に応じた案内情報の設置						
視覚障害者誘導用ブロック of 適切な設置		●				
案内表示設備 of 設置・改修 (電光掲示板・触知図案内板等)						●※
ホーム柵またはホーム安全スクリーンの整備						
ホーム柵またはホーム安全スクリーンの設置						●※
ソフト面の対応						
バリアフリーに関する人材育成(研修等)					●	
適正利用 of 情報発信や啓発等					●	
合理的配慮に向けたサポート体制					●	
安全点検等 of 実施(年1回以上)					●	

※継続協議については整備計画未定です。

② 道路のバリアフリー化(道路特定事業)

施設名	周辺地区の生活関連経路	実施主体	道路管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
路上障害物のない安全な経路を確保					
電柱、標識の移設依頼				●	
電柱、標識の着色、点字シートの設置の指導				●	
不法占用物(違法看板等)の取締り				●	

施設名	市道幹2163号線	実施主体	道路・河川管理課		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
適切な勾配、段差の解消、滑りにくい舗装とした歩道構成の整備					
段差の改善(補修)				●	
グレーチングを細目に改良				●	
交差点改良					●
歩道がない道路の安全確保に向けた整備					
カラー舗装による歩行空間の明確化			●		

⑤ 建築物のバリアフリー化(建築物特定事業)

施設名	各施設	実施主体	施設設置管理者		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
建物内のバリアフリー整備					
	入口の改良(自動扉、引き戸の設置)				●
	経路の確保				●
	段差の解消				●
	手すりの設置・改良				●
	スロープの設置・改良				●
	エレベーターの設置				●
トイレの整備					
	バリアフリートイレの整備				●
	多目的トイレの機能分散				●
車いす使用者が安全かつ円滑に利用できる駐車施設を確保					
	障害者等用駐車区画の設置				●
	優先駐車区画の設置				●
案内情報の充実					
	案内表示設備の設置				●
ソフト面の対応					
	バリアフリーに関する人材育成(研修等)				●
	適正利用の情報発信や啓発等				●
	合理的配慮に向けたサポート体制				●
	バリアフリーチェックを実施(年1回以上)				●

⑥ 交通安全施設のバリアフリー化(交通安全特定事業)

施設名	地区内の信号交差点	実施主体	大津北警察署		
取組項目		令和11年度 を目標に整備	令和16年度 を目標に整備	継続して実施	継続協議
交通安全施設のバリアフリー化					
音響信号の整備				●	
障害者用押しボタン位置の改修					
障害者用押しボタン位置の改修				●	

※周辺環境や利用頻度、交通量等を踏まえ、適宜要望に応じて整備を検討。

※協議が整い次第、特定事業を追加します。

大津市バリアフリー基本構想(実行計画)

2025年(令和7年)3月

発行：大津市建設部 地域交通政策課
〒520-8575 大津市御陵町3番1号
TEL(077)528-2736 FAX(077)521-0427
e-mail : otsu1801@city.otsu.lg.jp
